

## (全国) 障害保健福祉課長会議資料について

## 要旨

## (重要事項)

- ・入院中の重度訪問介護の利用について、重度訪問介護従業者が病院等の職員と一緒に直接支援を行うことも想定されているので、重度訪問介護により具体的にどのような支援を行うかについて、個々の利用者の症状等に応じて、病院等の職員と十分に調整した上で行うようお願いしたい。
- ・行動障害を有する者への支援において、支援計画シート及び支援手順書を作成し、関係者間で必要な情報を共有することが重要だが、他の事業者等に対して、その情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得ておくこと。
- ・重度訪問介護は、同日につき3時間を超える支給決定を基本とするが、個々の支給量は、当該利用者によりどのような支援が必要か個別具体的に判断するべきものであり、一律に3時間の支給決定とする扱いをしないよう、留意されたい。
- ・短時間集中的な身体介護を中心とするサービスを1日に複数回行う場合の支給決定については、原則として、重度訪問介護ではなく、居宅介護として支給決定すること。
- ・重度訪問介護において、深夜帯に利用者が就寝している時間帯の体位変換、排泄介助、寝具のかけ直しや見守りなどの支援にかかる時間についても、利用者一人ひとりの事情を踏まえて適切な支給決定を行うこと。
- ・居宅介護は短時間に集中して支援を行うという業務形態を踏まえて高い単価設定としているため、ヘルパーが行う支援内容を具体的に把握した上で、適切なサービスを支給決定するようお願いしたい。
- ・介護給付費の支給決定に当たっては、介護を行う者の状況に配慮した上で行っていただくよう留意されたい。また、居宅介護等の障害児について、保護者がいることのみをもって一律に不支給とする取り扱いとすることのないよう、留意願いたい。
- ・強度行動障害を有する者について、障害支援区分の認定にあたっては、認定調査項目の判断基準の留意点として「行動上の障害が生じないように行っている支援や配慮、投薬等の頻度を含め判断する」こととしているため、「行動上の障害が現れた場合」と「行動上の障害が現れないように支援している場合」は同等の評価となる。

# 障害保健福祉関係主管課長会議資料概要

(令和3年3月12日(資料掲載))

○全ての資料は下記 URL に掲載

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaisahukushi/kaigi\\_shiryou/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/kaigi_shiryou/index.html)

厚生労働省HP⇒テーマ別に探す⇒障害者福祉⇒政策分野関連情報⇒障害保健福祉関係会議資料

○概要は以下のとおり

※主幹課長会議資料を抜粋

※自治体のみを対象とした項目は省略

## 障害福祉課 (資料5-2関係)

### 3 障害福祉関係施設等の整備について

#### (4) 福祉医療機構による融資条件の優遇について

独立行政法人福祉医療機構による障害福祉関係施設に対する融資条件の優遇措置が引き続き実施される予定であり、管内の社会福祉法人等に対する周知をお願いしたい。なお、詳細な取扱いは、独立行政法人福祉医療機構の福祉医療貸付部に照会いただきたい。

##### ①障害者自立支援基盤整備事業にかかる融資条件の優遇

障害福祉サービス事業の基盤整備を促進するため、社会福祉施設等施設整備費補助金の交付が行われた事業に対して融資率の優遇を行う。

融資率 85%

##### ②スプリンクラー整備にかかる融資条件の優遇

スプリンクラーを整備する事業に対して融資率及び貸付利率の優遇を行う。

【国庫補助金の交付を受ける事業】

融資率 95%

貸付利率 基準金利同率 (措置期間中無利子)

【上記以外の事業】

融資率 通常の融資率と同様

貸付利率 基準金利同率

#### (5) 障害福祉関係施設等の財産処分について

申請手続き等が必要となるため、財産処分の計画がある場合には、その検討段階で連絡をお願いしたい。

### 4 障害者総合支援法と介護保険法の適用に係る適切な運用等について

#### (1) 障害者総合支援法に基づく自立支援給付費と介護保健法との適用関係

障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係については、介護保険サービスが原則優先されることとなるが、サービス内容や機能から、介護保険サービス

には相当するものがない障害福祉サービス固有のものについては、障害福祉サービスに係る介護給付費等を支給することや、障害福祉サービスについて当該市町村において適当と認められる支給量が介護保険サービスのみによって確保することができないものと認められる場合には、介護給付費等を支給することが可能であることなどの取扱いを示すとともに、障害保健福祉関係主管課長会議において適切な運用に努めていただくよう周知してきた。

介護保険の被保険者である障害者から障害福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、一律に介護保険サービスを優先させることはせず、障害福祉サービスの利用に関する具体的な利用意向等を聴き取りにより把握した上で、障害者の個々の状況に応じた支給決定がなされるよう改めてお願いします。

## (2) 新高額障害福祉サービス等給付費

高額障害福祉サービス等給付費（いわゆる「新高額障害福祉サービス等給付費」）については、対象者等が制度内容を正しく理解し、適当な時期に申請が行われることが重要である。

このため、各市町村におかれては、対象者等に対し、制度の概要等について丁寧に説明していただくようお願いする。なお、申請者への制度周知・説明に当たっては、市町村のホームページに制度概要や申請方法について掲載している例や、対象者へ個別に勧奨通知等を送付している例があった。これらの方法も参考にしていきたい。

また、対象者要件を満たす者の把握については、必要に応じて介護保険担当部局と連携し、対応いただきたい。

加えて、新高額障害福祉サービス等給付費については、高額介護サービス費【年額】等との併給調整後に支給を行う場合や、月払いで支給し、高額介護サービス費【年額】確定後に重複支給額の併給調整を行う場合等、市町村の判断により運用していただくこととしているが、いずれの場合においても、申請者に対し、償還のスケジュールについて十分な説明を行い、理解を得られるよう対応されたい。

## 7 障害福祉サービス事業所等の整備及び適切な運営等について

### (6) 障害福祉関係施設の防災・減災対策等について

#### ③災害時情報共有システムについて

災害発生時における障害者支援施設等の被害状況等を国・地方公共団体が迅速に把握・共有し、停電施設への電源車の手配など、被災施設等への迅速かつ適切な支援につなげるため。今年度、障害者支援施設等に係る災害時情報共有システムの構築を進めている。

令和3年度より運用を開始する予定であり、運用開始に向けた準備を進めていくので、必要な情報の登録等について、引き続きご協力をお願いする。

特に、災害時情報共有システムの対象となる施設、事業所の情報は、既存の情報公表システムに登録された情報と連携するため、情報公表システム上で施設、事業所による登録が未了、又は自治体への申請がされていないことにより公表されていない施設、事業所は、災害時情報共有システムの対象とならず、災害発生時にシステムを活用した被災状況報告が行えなくなるので、情報公表システムにおいて未登録や未公表の事業所がある場合は、速やかに入力を促進し、審査・公表していただくようお願いする。

## 8 強度行動障害を有する者等に対する支援について

### (3) 強度行動障害を有する者に対する対応について

現在、障害支援区分の認定にあたっては、認定調査項目の判断基準の留意点として「行動上の障害が生じないように行っている支援や配慮、投薬等の頻度を含め判断する」こととしており、そのため、「行動上の障害が現れた場合」と「行動上の障害が現れないように支援している場合」は同等の評価となる。

認定調査についてはこうした点に留意し、また、調査対象者本人、支援者双方から聞き取りを行うように努める等、再度、障害支援区分認定に係る趣旨をご理解いただき、遺漏なきようをお願いする。

## 9 訪問系サービスについて

### (1) 重度障害者等包括支援の活用について

重度障害者等包括支援は、障害支援区分6の重症心身障害者や行動障害を伴う者等の最重度の障害者等に対して、日々の体調の変化等に応じて、重度訪問介護や生活介護等の障害福祉サービスを組み合わせて柔軟に提供できる仕組みのサービスである。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、支援を必要とする者に対してサービス提供を行う公平性の観点から、「寝たきり状態にある者」に係る対象者要件について、「寝返り」だけでなく、「起き上がり」又は「座位保持」において全面的な支援が必要と認定された場合も対象とすることとしたので、地域における最重度の障害者等のニーズや支援体制等を踏まえ、重度障害者等包括支援の事業実施を検討いただくよう管内の障害福祉サービス事業所等に対して周知をお願いしたい。

また、重度障害者等包括支援の実施方法等については、令和元年度厚生労働科学研究費補助金の「重度障害者等包括支援事業の実施方法及び運営方法に関する研究」において、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が別添のとおりリーフレットを作成しているので、管内の障害福祉サービス事業所等に周知をお願いしたい。

## (2) 入院中の重度訪問介護の利用について

平成30年4月から、重度訪問介護を利用する障害支援区分6の者については、入院又は入所中の病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院及び助産所（以下「病院等」という。）においても重度訪問介護を利用できることとされたところであるが、病院等の側においてそのことが理解されておらず、利用者が入院時にヘルパーの利用を認めてもらえないといった声が寄せられている。

病院等での重度訪問介護の利用については、「特別なコミュニケーション支援が必要な障害者の入院における支援について」（平成28年6月28日付け保医発0628第2号厚生労働省保険局医療課長通知）により、「看護に当たり、コミュニケーションに特別な技術が必要な障害を有する患者の入院において、入院前から支援を行っている等、当該患者へのコミュニケーション支援に熟知している支援者が、当該患者の負担により、その入院中に付き添うことは差し支えない」とされているところであり、これは、保険医療機関等による当該付き添いに係る諾否を要せず入院中の支援者の付き添いが可能であることとされたものである。その取扱いについては、地方厚生局等を通じて各医療機関に周知を図っているところであるが、各都道府県・市町村におかれても、医療関係部局と連携の上、病院等へ制度の周知にご協力いただきたい。

病院等に入院又は入所中には、健康保険法の規定による療養の給付等が行われることを踏まえ、重度訪問介護により提供する支援については、利用者が病院等の職員と意思疎通を図る上で必要な支援等を基本としているが、病院等で重度訪問介護を希望した者が会話することが可能な状態であることだけをもって、病院等での重度訪問介護の利用を認めないとした事例があるとの声が寄せられている。意思疎通の支援については、その一環として、例えば、適切な体位交換の方法を病院等の職員に伝えるため、重度訪問介護従業者が病院等の職員と一緒に直接支援を行うことも想定されているので、病院等に入院又は入所中の重度訪問介護の提供に当たっては、重度訪問介護により具体的にどのような支援を行うかについて、個々の利用者の症状等に応じて、病院等の職員と十分に調整した上で行うよう、管内の重度訪問介護事業所に周知徹底をお願いしたい。

## (3) 同行援護について

### ①同行援護従業者要件の経過措置について

地域生活支援事業における盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業に従事する盲ろう者向け通訳・介助員については、令和3年3月31日までの間、同行援護従業者養成研修（一般課程）を修了したものとみなす経過措置を設けているが、本経過措置については令和6年3月31日まで延長する。

また、視覚障害者等に対して適切な同行援護を提供するため、各都道府県におかれては研修機会の確保とともに、同行援護事業所等に対して同行援護従業者養成研修の受講の勧奨に努めていただきたい。なお、受講の促進に当たっては、地域生活支援促進事業における「障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業」も活用し、本研修を積極的に実施していただくようお願いする。

#### (4) 行動援護について

##### ①居宅内での行動援護の利用について

行動援護については、平成 26 年 4 月よりアセスメント等のために居宅内において行動援護を利用することが可能であるが、アセスメント等のための利用以外であっても、居宅内での行動援護が必要であるとサービス等利用計画などから確認できる場合には、従前より外出の前後に限らず居宅内でも行動援護を利用可能であるので、利用者が必要なサービスの適切な支給決定にご留意いただきたい。

##### ③支援計画シート及び支援手順書の情報管理の徹底について

行動障害を有する者への支援については、一貫性のある支援を行うために支援計画シート及び支援手順書を作成し、関係者間で必要な情報を共有することが重要である。

他方、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）第 36 条に規定のとおり、行動援護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者の情報を漏らしてはならないこととされており、また、他の事業者等に対して、その情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得ておく必要があるため、利用者の情報の取り扱いには改めてご留意願いたい。

##### ④従業者要件に係る経過措置について

行動援護の従業者等については、初任者研修課程修了者等であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に 2 年以上の従事経験を有する者にあつては行動援護従業者としてみなす経過措置を設けているが、当該経過措置を令和 3 年 3 月 31 日までから令和 6 年 3 月 31 日までに延長することとする。ただし、令和 3 年度以降に新たに介護福祉士や実務者研修修了者等の資格を取得するものは、本経過措置の対象外となるのでご留意願いたい。

令和元年度に厚生労働省が実施した調査では、経過措置対象である従業者 12%が行動援護従業者養成研修課程の修了予定がないとの調査結果であったため、各都道府県におかれては当該状況を把握し、この経過措置期間中に、経過措置対象者が行動援護従業者養成研修課程又は強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を受講することを促進し、経過措置経過後も行動援護従業者等として確保されるよう努められたい。

#### (6) 訪問系サービスに係る適切な支給決定事務等について

##### ②重度訪問介護等の適切な支給決定について

ア 重度訪問介護等に係る支給決定事務については、「重度訪問介護等の適正な支給決定について」（平成 19 年 2 月 16 日付事務連絡）において留意すべき事項をお示ししているところであるが、以下の事項について改めて御留意の上、対応していただきたい。

(ア) 重度訪問介護は、同一箇所に長時間滞在し、身体介護、家事援助、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援及び外出介護等のサービス提供を行うという業務形態を踏まえ、1 日につき 3 時間を超える支給決定を基本とすること。

なお、個々の支給量は、当該利用者にどのような支援が必要かを個別具体的に判断すべきものであり、一律に3時間の支給決定とする扱いをしないよう、留意されたい。

(イ) 平成21年4月より、重度訪問介護の報酬単価について、サービス提供時間の区分を30分単位に細分化したところであるが、これは、利用者が必要とするサービス量に即した給付とするためのものであり、重度訪問介護の想定している「同一箇所に長時間滞在しサービス提供を行うという業務形態」の変更を意味するものではなく、サービスが1日に複数回行われる場合の1回当たりのサービスについて30分単位等の短時間で行うことを想定しているものではないこと。

(ウ) 利用者から「短時間かつ1日複数回にわたるサービスで、本来、居宅介護として支給決定されるはずのサービスが重度訪問介護として支給決定を受けたことにより、適切なサービスの提供がされない。」といった声が寄せられているところである。

短時間集中的な身体介護を中心とするサービスを1日に複数回行う場合の支給決定については、原則として、重度訪問介護ではなく、居宅介護として支給決定すること。

(エ) 重度訪問介護は、比較的長時間にわたり、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援とともに、身体介護等を総合的かつ断続的に提供するサービスであるが、利用者から「日常生活に生じる様々な介護の事態に対応する見守りを含むサービスを希望しているにもかかわらず、見守りを除いた身体介護や家事援助に必要な時間分のみしか重度訪問介護として支給決定を受けられない。介護保険を参考に一律にサービス内容を制限されている。」といった声が寄せられているところである。重度訪問介護は、介護保険の訪問介護と違い、見守り等を含む比較的長時間にわたる支援を想定しているものであることから、利用者一人ひとりの障害の状態、その他の心身の状況及び利用意向等を踏まえて適切な運用及び支給量の設定を行うこと。

なお、「指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について」（平成12年11月16日付老振第76号）は、重度訪問介護には適用又は準用されないことに留意されたい。また、深夜帯に利用者が就寝している時間帯の体位交換、排泄介助、寝具のかけ直しや見守りなどの支援にかかる時間についても、医療的ケアの有無だけでなく、利用者一人ひとりの事情を踏まえて適切な支給決定を行うよう、管内市町村へ周知されたい。

イ 同一箇所に長時間滞在し、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援も含めた長時間の支援を必要とする者に対して居宅介護の支給決定がされている事例も散見されている。居宅介護は短時間に集中して支援を行うという業務形態を踏まえて高い単価設定としているため、ヘルパーが行う支援内容を具体的に把握した上で、適切なサービスを支給決定するようお願いしたい。

### ③居宅介護における通院等介助等について

居宅介護における通院等介助については、「平成20年4月以降における通院等介助の取扱いについて」（平成20年4月25日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）において、「病院内の移動等の介助は、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合により算定対象となる。」等をお示ししているところである。

具体的には、適切なアセスメント等を行った上で、①院内スタッフ等による対応が難しく、②利用者が介助を必要とする心身の状態であること等が考えられる。利用者が介助を必要とする心身の状態である場合は、例えば、

- ・ 院内の移動に介助が必要な場合
- ・ 知的・行動障害等のため見守りが必要な場合
- ・ 排せつ介助を必要とする場合

等が想定されるので、参考としていただきたい。

なお、上記具体例については、従来算定対象としていた行為を制限する趣旨ではない。

また、通院の介助は、同行援護や行動援護により行うことも可能であり、これらと通院等介助の利用に優先関係は無いため、利用者の意向等を勘案し、適切なサービスの支給決定をお願いしたい。

#### ④支給決定の際に勘案すべき事項について

障害福祉サービスの支給要否決定は、障害支援区分だけでなく、障害者等の置かれている環境やサービスの利用に関する意向の具体的内容等の事項を勘案して行うこととされている。

これらの勘案事項のうち介護を行う者の状況については、介護を行う者の有無、年齢、心身の状況等を勘案して支給決定することとしている。これは、介護を行う者がいる場合には居宅介護等の介護給付費の支給を行わないという趣旨ではない旨は、「介護給付費等の支給決定等について」（平成19年3月23日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）で既にお示ししているところであるが、平成30年度にこの通知を改正し、改めてその旨周知しているので、介護給付費の支給決定に当たっては、介護を行う者の状況に配慮した上で行っていただくよう留意されたい。また、居宅介護等の障害児について、保護者がいることのみをもって一律に不支給とする取り扱いとすることのないよう、留意願いたい。

### 障害福祉課（資料5-3関係）

#### 10 障害者の就労支援の推進等について

##### （1）令和3年度報酬改定の内容について

##### ①就労系サービスにおける共通事項

##### （ア）新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた実績の算出

○就労系サービスの基本報酬は過年度の実績に基づき算定することとしているが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和3年度の報酬算定に係る実績の算出については、令和元年度又は令和2年度の実績を用いないことも可能（就労継続支援は平成30年度実績を用いることも可能）としている。サービス毎に実績として評価する期間の取扱いが異なるため、留意いただきたい。

##### （ウ）一般就労への移行や工賃向上等の更なる促進に向けた施設外就労に係る加算の発展的な見直し

○施設外就労加算及び就労移行準備支援体制加算（Ⅱ）については、就労系サービスの基本報酬が実績に応じた報酬体系としていることから、基本報酬との関係や必要性を踏まえ、今般廃止・再編し、一般就労への高い移行実績や高工賃を実現する事業所、

地域連携の取組への評価に組み替えることとしている。

## ②就労移行支援

### (ア) 基本報酬及び報酬区分の決定に係る実績の算定方法の見直し

○一般就労への高い移行実績を実現する事業所について、一般就労への移行や工賃向上等の更なる促進に向けた施設外就労に係る加算の発展的な見直しに伴い、基本報酬において更に評価することとしている。

○また、基本報酬の区分の決定に係る就労定着率の算出について、標準利用期間が2年間であることを踏まえ、現行の「前年度において就職後6か月以上定着した者の割合」から「前年度及び前々年度において就職後6か月以上定着した者の割合」に見直すこととした。

※令和3年度の報酬算定に係る実績の算出については、「令和元年度及び令和2年度」又は「平成30年度及び令和元年度」のいずれか2年度間の実績で評価。

### (イ) 支援計画会議実施加算の創設

○障害者本人の希望や適性・能力を的確に把握・評価を行うアセスメントについて、地域のノウハウを活用し、その精度を上げ、支援効果を高めていくための取組として、本人や他の支援機関等を交えたケース会議等を実施した事業所を評価するための加算を創設する。

○具体的には、各利用者の就労移行支援計画の作成又は見直しに当たって、ハローワーク、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他の就労支援機関において障害者の就労支援に従事する者を交えたケース会議を開催し、これら関係者の専門的な見地からの意見を求め、就労移行支援計画の作成、変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に、1月に1回（年4回を限度）、所定単位数を加算する。

○この加算は、各事業所の支援にあたって、他の事業所を含む関係機関のノウハウ・知見を活用することで、各事業所の支援の質を高めていくとともに、地域の支援力の向上を図ることを目的として創設するものである。単に「ケース会議を開催すること」が目的とならないよう、事業所への説明には留意されたい。

### (ウ) 人員基準の柔軟化

○就労支援の中心的な役割を担う「就労支援員」について、同一法人内の就労継続支援事業所や就労定着支援事業所等との就労支援ノウハウの共有や人材利活用の観点から、常勤要件を緩和し、常勤換算による配置を可能とする。

## ③就労定着支援

### (ア) 基本報酬及び基本報酬の区分の見直し

○就労定着支援事業所の経営の実態等を踏まえ、基本報酬の単価を見直す。

○また、基本報酬の区分について、現状、実績上位2区分に8割以上の事業所が分布している一方で、下位2区分には事業所がほとんどないことを踏まえ、よりきめ細かく実績を反映するため、現行「9割以上」としている区分を「9割5分以上」及び「9割以上9割5分未満」に分割し、「1割未満」及び「1割以上3割未満」を「3割未

満」統合する。

※令和3年度の報酬算定に係る実績の算出については、「平成30年度、令和元年度及び令和2年度（3年間）」又は「平成30年度及び令和元年度（2年間）」のいずれか2年度間の実績で評価。

#### **(イ) 基本報酬の支給要件の見直し**

- 現在の支給要件としている「利用者との対面による1月1回（以上）の支援」について、実際の支援内容は多岐にわたり、個別性が高いものであること等を踏まえ、今後は、どのような支援を実施したか等をまとめた「支援レポート」を本人その他必要な関係者間で月1回共有することを要件とする。
- 今回の見直しは、現在の支給要件のもとでは「利用者と対面による1月1回（以上）の支援行えばよい」といった受け止めをしている事業所が散見されるとの指摘を踏まえ、「何をするか」ではなく、「何のために何をしたか」を重視し、その内容を記録、共有することを支給要件とすることとしたものである。就労定着支援について、その支援を通じ、支援期間後も引き続き就労定着を図ることができる力を利用者に身につけてもらう支援とも言えるものであり、「支援レポート」については、支援期間終了後も引き続き本人や企業において適宜参照されることを期待するものである。単に「支援レポートを作成すること」が目的とならぬよう、事業所への説明には留意されたい。

#### **(ウ) 関係機関等との連携強化に係る加算の見直し**

- 就労定着支援における関係機関等との連携を強化し、個別の支援における協力関係を常時構築するため、関係機関等とのケース会議等を実施することを報酬上評価する。
- 関係機関等と連携した支援については、支援期間にかかわらずに必要となることから、現在、支援開始1年目についてのみ評価している「企業連携等調整特別加算」を見直し、支援期間を通して評価する新たな加算である「定着支援連携促進加算」を創設する。
- 具体的には、企業、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、医療機関等の関係機関との連携体制の構築を図るため、各利用者の就労定着支援計画に係る関係機関を交えた会議を開催し、関係機関との連絡調整を行った場合に、支援期間（最大3年間）を通じ、1月につき1回（年4回を限度）所定単位数を加算する。
- この加算は、就労定着支援が、いわゆる職場定着に必要な支援のうち、就業に伴う生活面における支援である点を踏まえ、必要に応じて生活面以外での支援と組み合わせた支援を実施すること等が円滑に実施できるよう、他分野を含む関係機関との連携・協力関係の構築をすることを目的として創設するものである。関係機関との連携の必要性等は利用者毎に判断されるものであることから、単に「会議を開催すること」が目的とならぬよう、事業所への説明には留意されたい。

#### **(エ) 対面での支援の要件緩和**

- 指定基準省令に規定している「対面での支援」について、ICTの活用を念頭に、当該規定を改正し、「対面」要件を緩和することにより、障害者本人の希望や障害特性を踏まえ必要に応じた対面での支援とする。なお、今回の見直しは、「対面での支援」といった就労定着支援における支援方法の内容を緩和しているものであり、支援の質

については、引き続き、対面か否かに関わらず担保する必要がある。

#### (オ) 就労定着支援事業による支援の円滑な開始の促進

- 就職後6か月が経過した後、円滑に就労定着支援事業所による支援が開始できるよう、本人が就労定着支援事業の利用を希望する場合、就労移行支援事業所等（就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）及び生活介護をいう。以下同じ。）における6か月間の職場への定着支援の（努力）義務の期間において、就労移行支援事業所等が就労定着支援事業所等との連絡調整等を図る旨を指定基準省令に新たに規定する。

### ④就労継続支援A型

#### (ア) 基本報酬の区分の決定に係る実績の評価方法の見直し

- 基本報酬の算定に係る実績について、現行の「①1日の平均労働時間」に加え、「②生産活動収支の状況」、「③多様な働き方に係る制度整備及び実施」、「④安心な職場環境の基礎となる支援力向上の取組」及び「⑤地域連携活動の実施状況」の5つから成る各評価項目の総合評価をもって実績とする方式（スコア方式）に見直す。

※令和3年度の報酬算定に係る実績の算出について、

- ・「①1日の平均労働時間」については、「平成30年度」、「令和元年度」、「令和2年度」のいずれかの年度の実績で評価。
- ・「②生産活動収支の状況」については、前年度を「令和元年度」（前々年度）に置き換えた実績で評価することも可（その場合、前々年度は「平成30年度」（前々々年度）を用いる）。
- ・上記以外の項目は、令和2年度の実績で評価（「③多様な働き方に係る制度整備」の状況は、令和3年4月1日時点の状況）。

#### (イ) 基本報酬の算定における評価内容の公表

- 就労継続支援A型事業者は1年に1回以上、事業所ごとの運営状況について自ら評価を行い、利用者をはじめ地域の関係機関等に対して事業所の取組状況や支援実態、生産活動状況を具に情報発信・共有することを目的に、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表する旨、指定基準省令上に新たに規定する。
- 具体的には、スコア方式による評価内容を全て公表することを事業所に義務付け、未公表の場合には基本報酬を減算する。

#### (ウ) 一般就労への移行の促進

- 就労継続支援においても、障害者本人の希望と能力・適性に応じて一般就労への移行を更に促進していく観点から、就労移行支援体制加算を充実する。また、加算の充実については、実績による基本報酬の各区分に応じたものとする。
- また、就労継続支援から就労移行支援への移行について、新たに一定の評価をする加算（就労移行連携加算）を創設する。
- 就労移行支援と同様に、就労継続支援についても、一般就労への移行の更なる促進を見込み、作業療法士を福祉専門職員配置等加算における有資格者として新たに評価する。

## (エ) 最低賃金減額特例について

- 平成30年度報酬改定において引き続き検討する事項とされていた最低賃金減額特例については、実態として、約9割の事業所において適用者がおらず、また過去に適用者が3人以上いた事業所においても一般就労への移行者を多く出していることから、今回の報酬改定においては特段対応しないこととする。

## (オ) 就労継続支援A型における送迎加算の取扱い

- 平成30年度報酬改定において引き続き検討する事項とされていた就労継続支援A型の送迎加算について実態として送迎の理由は「公共交通機関がない等地域の実情」や「重度障害などの障害特性」などのやむを得ない事情が多く、多くの事業所において送迎の必要性を一律ではなく個別に判断していることを踏まえ、現行の枠組みは維持する。
- その上で、就労継続支援A型が利用者と雇用契約を締結していることや利用者の知識や能力向上のために必要な訓練を行うものであるということを念頭に、送迎加算の算定に当たっては、利用者の自立能力の獲得を妨げないよう配慮することが必要であるため、各自治体におかれては、事業所に対し、その旨周知徹底をお願いしたい。

## ⑤就労継続支援B型

### (ア) 多様な就労支援ニーズに対応するための報酬体系の類型化

- 地域における多様な就労支援ニーズに対応する観点から、現行の「平均工賃月額」に応じた評価する報酬体系に加え、「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系を新たに設け、事業所ごとに選択することとする。

※令和3年度の報酬算定に係る実績の算出については、「平成30年度」、「令和元年度」、「令和2年度」のいずれかの年度の実績で評価。

- 基本報酬の報酬体系の選択は各年度の4月に行うことを基本とし、年度途中での変更を原則想定していないため、留意されたい。

※報酬体系の選択については、年度当初において自治体に「就労継続支援B型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書」を届け出る際、併せて選択することを想定。

※各事業所が作成する「工賃向上計画」について、次の取扱いを想定。

- ・「平均工賃月額」に応じた評価する報酬体系においては、その作成、自治体への報告等は必須
- ・「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系においては、引き続き特別な事情がない限り作成

- なお、今回の報酬体系の類型化は、地域における多様な就労支援ニーズに対応するために実施するものであり、いずれの報酬体系であっても就労継続支援B型の内容（「就労機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うもの」）が変わるものではない。

### (イ) 「平均工賃月額に応じた報酬体系における基本報酬及び基本報酬の区分の見直し

- 高工賃を実現する事業所について、一般就労への移行や工賃向上等の更なる促進に向けた施設外就労に係る加算の発展的な見直しに伴い、基本報酬において更に評価する。

○現行の7段階の基本報酬の区分について、実績下位3区分に8割近くの事業所が分布していること等を踏まえ、よりきめ細かく実績を反映するため、各区分に係る実績の範囲を見直し、8段階の区分とする。

**(ウ) 「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系における地域住民との協働やピアサポートの専門性の評価**

○利用者の多様な働く意欲に応えつつ、就労を通じた地域での活躍の場を広げる取組として、就労の機会の提供や生産活動の実施に当たり、地域や地域住民と協働した取組を実施する事業所を評価する「地域協働加算」を創設する。

※地域や地域住民と協働した取組の内容については、別途通知等で示す予定。

※この加算は、「利用者の、地域での活躍の場・活動の場を広げること」を目的に創設するものであるため、各事業所の創意工夫による取組が徒に制限されぬよう運用することを想定。このため、就労及び生産活動の一環として、「地域に出て取組むこと」や「地域課題の解決のために取り組むこと」、「地域の方々と取り組むこと」などは、その対象として想定しうるもの。

○地域生活や就労を続ける上での不安の解消、生産活動の実施に向けた意欲の向上などへの支援を充実させるため、ピアサポートによる支援を実施する事業所に対して新たに報酬上の評価をする「ピアサポート実施加算」を創設する。

**(2) 障害者の就労支援の推進について**

**②就労継続支援事業所の平均工賃・賃金の状況等について**

○就労継続支援B型事業所の全国の平均工賃月額（令和元年度）は16,369円となっており、近年増加傾向にあるものの、障害者が自立した生活を送るためには未だ十分とは言えず、一層の工賃の向上が求められる。

○また、就労継続支援A型事業所の全国の平均賃金月額（令和元年度）は78,975円となっているが、障害者が安心して働き続けられるように生産活動収支から賃金を支払えるようになることを原則とし、一層の賃金の向上を目指すべきである。

○一方、新型コロナウイルス感染症への対応が求められている中、就労継続支援事業所における生産活動の状況について令和2年4月から7月の状況を調査したところ、

- ・生産活動収入は、A型・B型ともに令和2年5月が最も落ち込んでおり、同年7月においても約6割が減収
- ・賃金・工賃は、前年同月と比較し、A型では5月を除き前年以上、B型では9割以上の水準の支払いで推移

○また、就労継続支援A型における生産活動の経営改善状況（令和元年3月末時点）は、実態把握を行った事業所のうち、指定基準第192条第2項の要件を満たせていない事業所は1,907事業所、59.2%（前回調査時：66.2%）となっており、前回調査時と比較して改善はしたが、依然として、経営改善が必要な事業所が全国に多数ある。

○特に、前回調査（平成30年3月末時点）においても同様に指定基準を満たせていなかった事業所が1,534事業所（80.4%：1,534/1,907）と多いことから、指定基準を満たせていないことが常態化している可能性も伺える。令和3年度報酬改定において、「生産活動収支の状況」についても報酬上の評価に加味（スコア式における評価項目の一つ

として設定)することとしたことから、予算事業(後述)も活用しつつ、支援と指導を組み合わせた取組により、A型における生産活動の経営改善を図っていただきたい。

○なお、各事業所の生産活動の状況については、指定権者である各自治体において定期的に把握することとなっているものの、その実態把握がそもそも十分に実施できていない自治体もあることから、引き続き、管内事業所の経営状況には注視していただきたい。

### 13 相談支援の充実等について

#### (1) 相談支援の充実について

##### ①令和3年度障害福祉サービス等報酬改定について

相談支援を担う人材の養成と地域の体制整備による質の高い相談支援を提供するための以下の通り報酬体系等の見直しを行う。

- ・基本報酬及び特定事業所加算の見直し
- ・サービス等利用計画の策定時における相談支援業務の評価
- ・計画決定月及びモニタリング対象月以外における相談支援業務の評価
- ・他機関へのつなぎのための相談支援業務の評価
- ・事務負担の軽減及び適切なモニタリング頻度の決定の推進
- ・ピアサポートの専門性の評価

# 障害保健福祉関係主管課長会議資料概要

(令和3年3月12日(資料掲載))

○全ての資料は下記 URL に掲載

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaishahukushi/kaigi\\_shiryou/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/kaigi_shiryou/index.html)

厚生労働省HP⇒テーマ別に探す⇒障害者福祉⇒政策分野関連情報⇒障害保健福祉関係会議資料

○概要は以下のとおり

※主幹課長会議資料を抜粋

※自治体のみを対象とした項目は省略

## 障害福祉課 (資料5-4関係)

### 17 障害児支援について

(1) 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定について(障害児支援)

#### ③放課後等デイサービスにおける送迎の取扱いについて

放課後等デイサービスの送迎加算について、送迎の実態に関する実態調査の結果(知的障害児の利用が多く、通所に当たって安全面で十分に考慮が必要であること)を踏まえ、現行の枠組みを維持することとした。

一方、送迎の実施が障害児の自立能力の獲得を妨げないよう配慮する必要があることには変わりがないため、指定基準における送迎に係る配慮等の記載は現行のままとしている。

## 運営上の留意事項について

## 要旨

## (障害福祉サービス：重要事項)

- ・昨年度の実地指導において文書指摘があった事項をまとめておりますので、ご確認いただくとともに、今後の運営に留意願います。
- ・人員配置に係る加算について、届出の際、基準に限りなく近い状態で申請されるケースがあるが、何らかの事情で該当する職員が休職された場合、基準違反となる可能性があるため、十分注意いただき、無理のない勤務体制、事業所運営となるよう配慮いただきたい。
- ・過年度に、利用者の定員超過減算について、会計検査員による指摘を受け、返還が生じたことがある。
- ・毎月の定員については確認されていることが多いが、前3ヶ月の利用者平均が定員の125%を超えていないかも確認いただきたい。

## (障害児通所支援・入所支援：重要事項)

- ・昨年度の実地指導において、文書指摘があった事項等をまとめておりますので、ご確認いただくとともに、今後の運営に留意願います。
- ・「虐待等の禁止」について、利用児の人権の擁護、虐待の防止のため、定期的に従業者に対して研修を実施し、職員間で認識が深まるように進めていただきたい。
- ・障害児通所支援においても、利用児童の定員超過減算について、会計検査院による指摘を受け、返還が生じたため、1日当たり150%を超えた場合、過去3ヶ月の平均利用児童数が定員の125%を超過していないか、など確認いただきたい。
- ・放課後等デイサービスは、府内においても事業所数が大幅に増加しているなか、全国的には支援の質が低い事業所や支援を行う事業所が増えているとの指摘があり、支援内容の適正化と質の向上が引き続き求められている。
- ・障害児通所支援において配置すべき児童指導員等の員数は、定員ではなく、利用児童数に対する員数が必要であることを再確認いただきたい。

## 令和 2 年度実地指導に係る主な指摘事項

### 1 運営

#### (1) 内容及び手続の説明及び同意

- ・重要事項説明書に、提供するサービスに係る第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）を記載すること

#### (2) 介護給付費等の額に係る通知等

- ・法定代理受領により市町村から介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知すること。

#### (3) 勤務体制の確保等

- ・医師の出勤状況が確認できる書類（勤務実績簿・出勤簿等）を整備すること。
- ・非常勤職員についてはタイムカードで勤務実態を把握しているが、常勤職員については勤務実態が不明となっている。勤務実態に即した勤務計画表の修正またはタイムカード等で勤務実態が明確となるよう工夫すること。
- ・指定就労継続支援 B 型において、職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか 1 人以上は常勤で配置すること。

#### (4) 苦情解決

- ・苦情解決について、発生状況及び対応について記録されているが、同じ従業者が同じ内容の苦情を複数受けている事例が見られるため、事例分析を行い再発防止に努めること。

#### (5) 記録の整備

- ・従業者の資質向上等を図るための個別の研修計画は立てられていたが、実績が確認できなかったため、実施した記録を残すこと。

#### (6) 個別支援計画の作成

- ・ケアとして、送迎以外に、事業所車両で周辺等を利用者とともにドライブする事例がみられた。これらを実施する場合は、介護・訓練としての目的及び期待される効果並びに実施される場合・方法を個別支援計画に記載して、説明し、利用者又は家族の同意をとること。
- ・就労継続支援 A 型支援計画書に交付の記載がない。説明を受け、同意し、交付を受けた旨の記載をすること。
- ・個別支援計画の作成に係る会議を開催した際には、その内容等が明確に分かるような記録を残すこと。
- ・行動援護に係る支援計画シートの作成について、行動障害を有する者への支援について、関係者間で必要な方法を共有し、一貫性のある支援を行うための内容となるよう検討すること。
- ・共同生活援助計画の見直しが 1 年に 1 回となっていることが判明した。サービス管理責任者は、共同生活援助計画策定後、少なくとも 6 ヶ月に 1 回以上モニタリングを行い、その記録を残すこと。

#### (7) 非常災害対策・事故防止

- ・消防計画に基づく避難訓練及び消火訓練を年 2 回以上実施し、その記録を作成

保管すること。また、防犯対策の訓練も実施すること。

- ・地震・台風等の非常災害及び防犯に関する具体的計画を定めること。

#### **(8) 利用者負担額等の受領**

- ・毎月の利用者負担金について、工賃支給からの引き落としとしているが、利用者からの文書の同意をとるか、月々の領収書において明記すること。

#### **(9) 受給資格**

- ・事業所利用の開始・終了に際しては、事業所の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（受給者証記載事項）を、支給決定障害者等の受給者証に記載すること。

#### **(10) 障害者虐待**

- ・虐待の認定のあった身体拘束について、記録がなかったため、速やかに改善計画を提出し、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を京都府知事に報告すること。
- ・従業者の資質の向上及び虐待防止のために、定期的に研修の機会を確保すること。

#### **(11) 事故防止**

- ・事故報告（骨折事故）について、当保健所（都道府県）及び市町村に報告されていない事例があった。
- ・障害者支援施設等は、利用者に対する障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。

#### **(12) 生産活動・就労**

- ・就労移行及び就労継続支援B型については、利用者に、生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うこととされているため、次のことについて改善すること。

ア 工賃支給規程について、実態に応じた規程に見直すこと。

イ 就労支援の事業における会計については福祉事業活動及び就労事業活動で会計を区分化するとともに、就労支援事業別事業活動明細書（多機能型事業所等用を使用）など必要な財務諸表を整備すること。

#### **(13) 変更届**

- ・サービス管理責任者が変更されているため、変更届を提出すること。
- ・当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に届出ること。

## **2 自立支援給付費の算定誤りの具体事例**

### **(1) 本体報酬**

- ・同行援護のサービス提供においてサービス提供記録の作成及び利用者の確認の両方がないにも関わらず報酬請求している事例があった。

### **(2) 加算**

- ・欠席時対応加算について、利用者またはその家族と連絡調整を行った記録が無

いのに加算を請求した事例が確認された。

- ・欠席時対応加算について、利用を予定した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合に算定可能であるが、該当しない事例が確認された。については、事業開始時まで遡り、同様の事例がないか自主点検を行った上、誤って請求した給付費を返還するとともに、利用者の自己負担分についても自主的に返還すること。
- ・長期帰宅時支援加算の算定に当たっては、支援についての個別支援計画に明確に位置づけるとともに、支援内容について適切に記録すること。

### **(3) 減算**

- ・大規模住居等減算(I)について、利用定員が8人以上であるにもかかわらず、令和2年10月分の請求において大規模住居等減算を行っていない事例を確認した。については、同様の事例がないか平成27年10月分まで遡り自主点検を行い、減算を行うこと。

# モニタリング実施標準期間の適用時期

○ 平成30年度報酬改定において新たに示したモニタリング実施標準期間の適用時期については、以下のとおり。

対象者		旧モニタリング実施標準期間	新モニタリング実施標準期間及び適用時期	
			30年度～	31年度～
新規サービス利用者		1月間 ※利用開始から3月のみ	1月間 ※利用開始から3月のみ	
在宅の障害児通所支援等	集中的支援が必要な者	1月間	1月間	
	【新サービス】 就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型 共同生活援助	-	3月間	
	居宅介護、行動援護、同行援護、 重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、自立訓練	6月間	6月間	3月間
	生活介護、就労継続支援、共同生活援助（日中支援型を除く）、地域移行支援、地域定着支援、障害児通所支援	6月間	6月間	6月間 ※65歳以上で介護保険のケアマネジメントを受けていない者は3月間
【施設入所等】障害者支援施設、のぞみの園、療養介護入所者、重度障害者等包括支援		1年間	6月間	

※ 現に計画作成済みの対象者については、各見直し時期以降に計画再作成（又は変更）を行うまでは、なお従前の例による。

資料4-3  
(計画相談関係)

## 運営上の留意事項（障害児関係）

### 実地指導の指摘事項について

#### (1) 運営に関すること

##### ① 内容及び手続きの説明及び同意

- 重要事項説明書の記載内容に変更があった場合は、速やかに利用者に説明を行い、同意を得るとともに記録すること。
- 重要事項説明書に事故発生時の対応を記載すること。
- 通常の事業の実施地域を超えて送迎を行う場合に利用料を徴収する場合には、重要事項説明書にその旨を記載すること。
- 重要事項説明書に提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、提供した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等を記載すること。

##### ② 障害児通所給付費の額に係る通知

- 法定代理受領により市町村から障害児通所給付費を受領したときは、支給決定保護者等に対しその額を通知すること。

##### ③ 勤務体制の確保

- 日々の勤務時間、勤務内容及び常勤・非常勤の別を記した勤務表を作成するなど、従業員の勤務体制を明確にすること。
- 児童発達支援管理責任者の退職により、研修要件を満たさない者の変更届出書をやむを得ない事由として受理する事案が生じている。従業員の資質の向上を図るために研修機関が実施する研修や事業所内の参加の機会の充実を図り必要な職員の確保、育成に努めること。

##### ④ 秘密保持等について

- 他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する場合は、あらかじめ文書により当該利用者又は家族の同意を得ること。
- 従業員及び従業員であった者が、正当な理由なくその業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らすことがないように、従業員の雇用時等に秘密保持に係る誓約書を徴すること。

##### ⑤ 運営規程

- 運営規程が保存されていないため整備すること。

##### ⑥ 掲示

- 事業所の見えやすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制、協力医療機関、苦情対応方法、利用料その他利用申込者のサービスに資すると認められる重要事項を掲示すること。

##### ⑦ 苦情解決について

- 苦情の内容等の記録が不十分であるので、苦情がサービスの質の向上を図る上で重要な情報であるとの認識に立ち、記載内容の充実努めるとともにサービスの質の向上に向けた取組を行うこと。

### ⑧ 記録の整備について

- サービス提供の実績について、当該サービス提供日、内容、その他必要な事項を、その都度記録すること。
- 延長支援加算について、延長した支援が必要である理由を個別支援計画に記載すること。なお、営業時間について利用状況を踏まえ適切に設定する必要があるため見直しを行うこと。

### ⑨ 個別支援計画の作成

- 個別支援計画の作成にあたっては、アセスメントを行い、サービスの提供にあたる担当者を招集して会議を開催すること。
- 個別支援計画の作成にあたって、障害児の課題の把握、支援目標及び長期、短期等の達成時期についての記載が不十分なため改めること。
- 個別支援計画の作成後、実施状況の把握（モニタリング及び利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、計画の見直しを行い、利用者との面談、計画作成に係る会議の記録を残すこと。
- 個別支援計画について、説明・同意・交付の文言がなく、その旨が確認できないため、文言を追加すること。
- 個別支援計画に基づき支援を行うべきところ、一部児童について、計画を作成することなく支援を行っており改めること。

### ⑩ 非常災害対策

- 防犯対策及び非常災害に関する具体的計画を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を実施し、その記録を保管すること。
- 風水害、地震等非常災害に備えるため非常災害対策マニュアルを整備すること。また、その内容を定期的に従業者に周知徹底すること。
- 避難場所や避難経路を盛り込んだ災害時対応マニュアルを作成すること。

### ⑪ 虐待等の禁止

- 利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、定期的に従業者に対して研修を実施し、その記録を保管すること。
- 従業者がやむを得ず利用者の身体拘束を行う場合には、個別支援会議等において組織として慎重に検討・決定するとともに、個別支援計画にその態様及び時間、緊急やむを得ない理由を記載すること。また、利用者及びその家族に十分説明し、了解を得ること。
- 児童福祉法及び障害者虐待防止法について理解し、「放課後等デイサービスガイドライン」及び「障害者福祉施設等における高齢者虐待の防止と対応の手引き」を参照の上、利用児の人権を擁護し、虐待防止について法人役職員、第三者委員、さらに外部の専門職等と連携し虐待の再防止に努めること。

### ⑫ 利用者負担等の受領

- 日用品費、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当であると認められる費用の支払いを受ける際は、予め通所給付決定保護者に対し、説明、同意を行うこと。

### ⑬ 事故発生時の対応

- 事故発生時には、状況及び採った処置を記録すること。

<p>○ 事故報告書は、事故発生後速やかに事業所を所管する保健所及び利用者の支給決定を行っている市町村に報告すること。</p>
<p><b>⑭緊急時の対応</b></p> <p>○ 利用児の急なけが、病気等緊急時の対応についてマニュアルを作成するなどにより、運営規程に定められた「緊急時の対応方法」について適切な方策を講じること。</p>
<p><b>⑮安全衛生・健康管理</b></p> <p>○ 事業所において、感染症が発生し、又は蔓延しないよう必要な措置を講じること。</p> <p>○ 従業員の健康診断の受診等により、健康状態の管理を行うこと。</p>
<p><b>⑯定員の遵守</b></p> <p>○ 定員を超える利用が常態化しているため、サービス提供の際には、利用者の処遇等について十分配慮し、定員の見直しを行う等の必要な措置を講じること。</p>
<p><b>⑰研修の実施</b></p> <p>○ 従業員の資質向上のため、外部研修の受講や事業所内で研修を計画すること。実施後は、記録を残すとともに職員間で共有すること。</p>
<p><b>⑱管理者の責務</b></p> <p>○ 管理者は、事業所の従業員及び業務の管理その他の管理を一元的に行い、従業員に必要な指揮命令を行うことになっているが、管理者の責務が果たされていない状況が散見されたため、管理体制を確立し、改善内容について報告すること。</p>
<p><b>⑲変更届</b></p> <p>○ 事業所の設備について届出内容と異なる部分が確認されたため、現状の平面図を添付した変更届を提出すること。</p>

## (2) 障害児通所給付費の算定誤りの事例

<p><b>① 欠席時対応加算</b></p> <p>○ 利用中止の連絡日や連絡調整その他の相談援助に係る記録がないにも関わらず、当該加算を算定していた。</p> <p>○ 当該加算については急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合について算定可能であるが、前々日より前に連絡があった場合も算定していた。</p> <p>○ 大雨警報の発令により事業所を休業した場合について急な欠席ととらえ、欠席時対応加算を請求していた。</p>
<p><b>② 福祉専門職員等配置加算</b></p> <p>○ 常勤の児童指導員等に社会福祉士又は介護福祉士を配置する要件を満たしていないにも関わらず算定していた。</p>
<p><b>③ 延長支援加算</b></p> <p>○ 運営規程で営業時間が17時30分まででありながら、17時を超えた分から算定していた。</p> <p>○ 営業時間の前後の時間において支援を行った場合に算定できるものであるが、昼休憩の時間に支援した場合についても算定していた。</p> <p>○ サービス提供日数、サービス提供時間数を誤って請求していた。</p> <p>○ 障害児支援利用計画に延長支援の適否等が記載されていない事例が見受けられたため、障害児相談支援事業所に確認の上、その内容を記録すること。</p>

<p><b>④ 児童指導員加配加算</b></p> <p>○ 利用定員を超えた受入れが常態化しており、実際の1日の利用者数応じた人員配置に対する加配がされていないにもかかわらず算定していた。</p> <p>○ 指導員加配加算（児童指導員等を配置する場合）について、児童指導員等を常勤換算で2名以上配置していないにもかかわらず算定していた。</p>
<p><b>⑤ 児童発達支援管理責任者欠如減算</b></p> <p>○ 児童発達支援管理責任者が欠如しているにもかかわらず、減算手続きが行われていなかった。</p>
<p><b>⑥ 送迎加算</b></p> <p>○ 送迎記録に実績のない送迎加算が請求されていた。</p>
<p><b>⑦ 人員欠如減算</b></p> <p>児童指導員、保育士または障害福祉サービス経験者に欠如があったが、人員欠如減算を行わないまま請求していた。</p>
<p><b>⑧ 個別支援計画未作成減算</b></p> <p>モニタリング及び継続的なアセスメントがされていない計画が散見されたが、個別支援計画未作成減算を行わないまま請求していた。</p>
<p><b>⑨ 特別支援加算</b></p> <p>特別支援計画の未作成、保護者等への計画の説明・同意・交付したことがわかる書類や加算対象児ごとの記録の未整備等そのまま請求していた。</p>
<p><b>⑩ 看護職員配置加算</b></p> <p>看護職員の配置がない期間があるにもかかわらず、誤って加算請求されていた。</p>
<p><b>⑪ 自己評価未公表減算</b></p> <p>自己評価結果等の公表が適切に行われていないにもかかわらず、自己評価等未公表減算を行っていなかった。</p>
<p><b>⑫ 福祉・介護職員処遇改善加算</b></p> <p>福祉・介護職員処遇改善加算について、処遇改善計画の内容等を全ての福祉・介護職員に文書で周知すること。</p>

# 児童発達支援管理責任者の実務要件

## 実務経験者

- ①イ及びロの期間を通算した期間が五年以上かつ当該期間からハの期間を通算した期間を除いた期間が三年以上である者
- ②ニの期間を通算した期間が八年以上かつ当該期間からホの期間を通算した期間を除いた期間が三年以上である者
- ③イ、ロ及びニの期間を通算した期間からハ及びホの期間を通算した期間を除いた期間が三年以上かつへの期間が通算して五年以上である者

	期 間
イ	<p>次に掲げる者が相談支援業務（※日常生活を営むのに支障がある者又は児童の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言・指導その他の支援を行う業務）に従事した期間</p> <p>(1)地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者</p> <p>(2)児童相談所、児童家庭支援センター、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所、市町村役場、発達障害者支援センターの従業者</p> <p>(3)障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターの従業者</p> <p>(4)障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターの従業者</p> <p>(5)学校（大学を除く。以下同じ。）の従業者</p> <p>(6)保険医療機関の従業者であって、次のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①社会福祉主事任用資格者</li> <li>②相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得した者と認められるもの</li> <li>③国家資格等（※1）を有している者</li> <li>④上記(1)から(5)に掲げる従業者及び従事者の期間が1年以上（※2）である者</li> </ul>
ロ	<p>①から④に掲げる資格を有するものであって、(1)から(5)に掲げる者が直接支援業務（※日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護、介護者への介護の指導、動作の指導、知識技能の付与、生活能力向上のために必要な訓練、その他の支援（以下「訓練等」という。）、その訓練等を行う者に対する指導その他職業訓練、職業教育に係る業務）に従事した期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①社会福祉主事任用資格者</li> <li>②相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したと認められるもの</li> <li>③保育士、児童指導員任用資格者</li> <li>④精神障害者社会復帰指導員任用資格者</li> </ul> <p>(1)障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床関係病室の従業者</p> <p>(2)障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業の従事者</p> <p>(3)保険医療機関又は保険薬局、訪問看護事業所の従業者</p> <p>(4)特例子会社、助成金受給事業所の従業者</p> <p>(5)学校の従業者</p>
ハ	<p>次に掲げる期間を合算した期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①老人福祉施設、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センターの従業者が相談支援業務に従事した期間</li> <li>②老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床関係病室の従業者、老人居宅介護等事業の従事者又は特例子会社、助成金受給事業所の従業者であって、社会福祉主事任用資格者等である者が、直接支援の業務に従事した期間</li> </ul>
ニ	ロの(1)から(5)までに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間
ホ	老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床関係病室の従業者、老人居宅介護等事業の従事者又は特例子会社、助成金受給事業所の従業者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間
へ	国家資格有資格者（※1）を有している者がその資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

（※1）医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士含む）、精神保健福祉士

（※2）「1年以上」：業務に従事した期間が1年以上かつ実際に従事した日数が1年当たり180日以上

◎本資料は、「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年3月30日厚生労働省告示第230号）」における実務経験を概略化し、見やすくした参考資料です。事業所指定に係る実務経験等の詳細については、事業所所在地の府保健所福祉課又は京都市子ども家庭支援課までお問い合わせ下さい。

【児童指導員】児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員等の基準等に関する条例 関連Q&A

事業種別	質 問	回 答
<p>児童発達支援 放課後等デイサービス</p>	<p>条例改正により、従業員は「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」でならないこととされたが、「児童指導員」は具体的にどのような者を指すのか。</p>	<p>「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」(昭和23年厚生省令第63号)(以下このQAにおいて「基準」という)第43条において次のとおり定められています。</p> <p><b>第43条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</b></p> <p>一 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者</p> <p>二 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>三 精神保健福祉士の資格を有する者</p> <p>四 学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。次号において同じ。)において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>五 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者</p> <p>六 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>七 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>八 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの</p> <p>九 教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの</p> <p>十 三年以上児童福祉事業に従事した者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの</p>
	<p>基準第43条第1項第8号及び第10号に規定する「児童福祉事業」とはどの事業を指すのか。</p>	<p>社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第2号及び第3項第2号、第2号の2並びに第3号に掲げる事業を指すものとします。</p> <p>(概要)</p> <p>第2項第2号: 児童福祉法に規定する乳児院、児童養護施設、障害児入所施設等(1種事業: 入所系)</p> <p>第3項第2号: 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業等(通所、相談系)</p> <p>第3項第2号の2: 幼保連携型認定こども園</p> <p>第3項第3号: 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子家庭日常生活支援事業等</p>
	<p>基準第43条第1項第9号及び第10号に規定する「都道府県知事が適当と認めたもの」はどの事業等を指すのか。</p>	<p>個別に所管保健所に相談願います。なお、第9号に規定する「教諭となる資格を有する者」について、教科は問いませんが、有効な期間の免許を有する者である必要があります。</p>

事務連絡  
令和3年3月29日

各  
都道府県  
指定都市  
中核市

障害児支援主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

### 令和3年4月以降の5領域11項目の調査等に係る調査方法等について

障害保健福祉行政の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定においては、児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいて、ケアニーズが高い障害児に支援を行ったときの加算として、「個別サポート加算（Ⅰ）」を創設することとしました。

これらの対象児童は、

- ・ 児童発達支援（医療型児童発達支援を含む。以下同じ。）については、通所給付決定時に実施する5領域11項目の調査
- ・ 放課後等デイサービスについては、現行の基本報酬区分を分ける上での指標に係る調査

と同様の調査項目により決定することとしています。

また、これらの調査項目については、各項目の選択の際にできる限りばらつきが生じないように、従来の調査票について、選択肢の表記や判断基準の一部を見直し、解釈と具体例をお示しすることとしました。

そこで、令和3年4月以降の通所給付決定事務に当たっての「個別サポート加算（Ⅰ）」に係る具体的な調査方法等について、下記のとおりお示しします。

都道府県におかれては、御了知の上、市町村（指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）に周知をお願いいたします。

### 記

#### 1 通所給付決定時に行う調査の改定内容

令和3年度報酬改定に伴う通所給付決定時に行う調査の変更点は以下のとおり。

	改定前（3月まで）	改定後（4月以降）
通所給付決定時	5領域11項目の調査	同左
放課後等デイサービスに係る報酬の決定時	【基本報酬区分決定のための判定】 指標に係る調査	【個別サポート加算（Ⅰ）の判定】 就学児サポート調査 ※ 従来の指標に係る調査の選択肢の表記等の一部見直し。 ※ 調査の留意事項を明記。
児童発達支援に係る報酬の決定時	なし	【個別サポート加算（Ⅰ）の判定】 乳幼児等サポート調査 ※ 通所給付決定時の「5領域11項目」の調査とは一部判断基準が異なる。（下記参照）

#### 2 児童発達支援に係る「乳幼児等サポート調査」について

児童発達支援における個別サポート加算（Ⅰ）の対象児童は、通所給付決定時に実施してきた5領域11項目の調査（以下「給付決定時調査」という。）と同様の項目の「乳幼児等サポート調査」（別表1）により決定することとした。

ただし、「乳幼児等サポート調査」は、純粋に児童発達支援における当該障害児への介助等のサポートの必要量を把握する趣旨であることから、給付決定時調査と異なり、各項目を判定する上で、「※通常の発達において必要とされる介助等は除く。」という考え方は用いず、通常の発達の範囲内かどうかを問わずに純粋に介助等の要否を付けるものとした（なお、給付決定時調査は、障害児通所支援等の必要性を判定するものであることから、従来どおり「※通常の発達において必要とされる介助等は除く。」という従来の考え方を引き続き用いるものとする）。

この点は、調査項目の選択肢を選ぶ上で重要な違いとなるため、市町村におかれては、調査を実施する者に対して、特に周知徹底をお願いしたい。

#### 3 放課後等デイサービスに係る「就学児サポート調査」について

放課後等デイサービスにおける個別サポート加算（Ⅰ）の対象児童は、これまで、基本報酬区分を分ける上で用いてきた指標に係る調査（以下「基本報酬区分調査」という。）と同様の項目の「就学児サポート調査」（別表2）により決定することとした。

なお、基本報酬区分調査については、自治体等により調査項目の選択にばらつきが大きいとの指摘があることから、就学児サポート調査では、別表2のとおり、留意事項をお示しするとともに、調査項目に係る選択肢について、「支援が不要」、「支援が必要な場合がある」、「常に支援が必要」に統一した。

#### 4 通所給付決定時における効率的な調査について

給付決定時調査と、乳幼児等サポート調査又は就学児サポート調査は、同一又は類似の項目に係る調査となることから、保護者の負担等を考慮し、一度に実施することが効率的である。

そこで、このような調査方法が可能となるよう、別紙の調査票様式をお示しする。当該様式を活用し、効率的な調査をお願いする。

## 5 新たな判定基準に基づく調査について

### (1) 令和3年4月以降の調査について

令和3年4月1日以降の給付決定に際しては、個別サポート加算（Ⅰ）の対象児童であるかどうかの判定のため、別表1及び別表2の留意事項に基づく「乳幼児等サポート調査」、「就学児サポート調査」の実施をお願いします。ただし、市町村において給付決定時調査等を行う者への伝達等に一定の期間を必要とすることも想定されることから、令和3年4月末日までを目処に、加算の対象について、以下のとおり判定することも差し支えない。

- 児童発達支援については、現に実施している給付決定時調査の結果を踏まえ、加算の対象かどうかを決定する。
- 放課後等デイサービスについては、現に実施している基本報酬区分調査を引き続き実施し、当該調査結果をもって加算の対象かどうかを決定する。

### (2) 令和3年3月までに調査を行った障害児について

令和3年3月までに、従来の調査方法に基づき調査を行った障害児について、4月に、別表1又は別表2の留意事項に基づく調査を一律に行うことは、保護者の負担が生じることから、必ずしも求めるものではない。

こうした障害児については、「障害児通所支援等に係る令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い4月までに対応をお願いする事務等について」（令和3年2月19日付け事務連絡）のとおり、従来の給付決定時調査や指標の調査等の結果により、個別サポート加算（Ⅰ）の対象児童を判定することが可能であることを改めて申し添える。

#### 【本件担当】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

障害児・発達障害者支援室 障害児支援係

TEL：03-5253-1111（内線3037、3102）

FAX：03-3591-8914

E-mail：shougaijishien@mlw.go.jp

事務連絡  
令和3年3月31日

各  
〔都道府県  
指定都市  
中核市  
児童相談所設置市〕  
障害児支援主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

### 個別サポート加算（Ⅱ）の取扱いについて

障害保健福祉行政の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定においては、児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス（以下「児童発達支援等」という。）において、要保護児童又は要支援児童（以下「要支援児童等」という。）を受け入れた場合において、家庭との関わりや、心理的に不安定な児童へのケア、関係機関との連携が必要となることを考慮し、児童相談所や母子健康包括支援センター等の公的機関や、要保護児童対策地域協議会、医師（以下「連携先機関等」という。）との連携を行うことへの加算として、「個別サポート加算（Ⅱ）」（以下「加算」という。）を創設することとしました。

加算の算定に当たって想定している具体的なケースや、具体的な算定要件について下記のとおりお示しします。

要支援児童等への支援は、要支援児童等の通所給付決定保護者（以下「保護者」という。）が、子どもが要支援児童等であることの認識がない中で行われることもあります。このため、加算の取扱いを事業所（児童発達支援等を行う事業所をいう。以下同じ。）が十分に把握しないままに算定することで、保護者とのトラブルに繋がり、ひいては要支援児童等の支援に支障が生じることも想定されることから、都道府県におかれては、御了知の上、市町村（指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除く。）及び事業所に周知をお願いいたします。

また、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市におかれては、管内の児童相談所に対して、本件加算の創設について御了知いただくよう周知をお願いいたします。

### 記

#### 1 加算の創設の経緯

放課後等デイサービスを利用する障害児のうち、家庭的な環境要因などにより児童の養育に困難さを抱えており児童相談所が関与している、もしくは児童相談所は

関与していないが、関係機関と連携しながら事業所で支援を行っている障害児が一定程度いるという現状が調査結果（※）等から窺える。このことを踏まえ、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、こうした障害児に対する支援（保護者への相談援助等を含む。以下同じ。）を行う事業所を報酬上評価するため、加算を創設したところである。

（※）令和元年度障害者総合福祉推進事業「放課後等デイサービスの実態把握及び質に関する調査研究」

#### 2 加算の目的・趣旨

加算は、事業所が要支援児童等を受け入れた場合において、家庭との関わりや、心理的に不安定な児童へのケア、関係機関との連携が必要となることを考慮し、児童相談所や母子健康包括支援センター等の公的機関や、要保護児童対策地域協議会、医師（以下「連携先機関等」という。）との連携を行うことに対して、報酬上で評価し、もって、要支援児童等の福祉を増進するものである。

これは、あくまで事業所に現に生じている費用を報酬上手当てしようとするものであり、地域における要支援児童等への対応に当たって、事業所に、従来以上の新たな役割を担うことを推進する等の目的で創設したものではない点に留意されたい。

#### 3 加算の算定単位

4の算定要件を満たした要支援児童等が利用した日ごとに、当該要支援児童等に対して、所定単位数を算定することとする。

#### 4 加算の算定要件

加算の算定要件は、以下の（1）及び（2）のいずれも満たすものである。

##### （1）連携先機関等と連携して支援を行うこと

① 連携先機関等（※）と、加算を算定する障害児が要支援児童等であるとの認識や、要支援児童等への支援の状況等を共有しつつ支援を行うことを要件とする。

なお、支援の内容は、要支援児童等やその家庭により様々な内容になることが想定されるため、一律の要件は設けない。一方、当該加算の趣旨を踏まえた手厚い支援の内容について、個別支援計画（児童発達支援計画、医療型児童発達支援計画及び放課後等デイサービス計画をいう。以下同じ。）に記載するものとする。

（※）連携先機関等は全ての関係機関と連携することを求めるものではないが、いずれかの機関と連携することとする。

② 連携先機関等との①の共有は、年に1回以上行うこととし、その記録を文書で保管すること。

なお、ここでいう文書は、連携先機関等が作成したものや、事業所が作成し、連携先機関等と共有するなど、事業所と連携先機関等の双方で共有する必要が

あり、単に事業所において口頭でのやりとりをメモして保管しているだけの文書は対象とならない。

また、日頃の情報共有に係る資料に加え、医師との連携に当たっては、医師による保護者等への支援の必要性について、文書(※1)で把握しておく必要があるものとする(※2)。なお、文書の内容としては、以下のようなものを想定している。

#### ア 保護者の治療等を行う医師の場合

医師が、保護者への治療等をしており、事業所が保護者を支援していく上で、保護者の精神的な状況や家庭環境等のほか、保護者が適切な養育を行うことができるようになるための留意点についてまとめたもの。

#### イ 障害児の治療等を行う医師の場合

医師が、障害児の発達に係る治療等をしており、事業所が障害児を支援していく上で、医学的な知見に基づく発達上の課題や、家庭環境の要因等から生じる二次障害への対応に係る留意点についてまとめたもの。

(※1) 医師の文書作成に伴う費用が生じる場合、その費用は事業所が負担するものとする。

(※2) 医師が患者の情報を事業所に共有する上で、患者の同意が必要となる点に留意すること。

- ③ 本加算の対象となる要支援児童等について、連携先機関等と連携して支援することの必要性は、一義的には事業所が検討することになるが、連携先機関等が、こうした手厚く連携した支援の必要まではないと考えることも想定される。連携先機関等と連携した支援の必要性を共有できない場合は、本加算の算定対象としての要支援児童等には該当しないことに留意されたい。

### (2) 通所給付決定保護者の同意を得ること。

#### ① 保護者に同意を求める趣旨

(1)のように、連携先機関等と要支援児童等への支援の状況等について共有しながら支援をすることについて、個別支援計画に位置づけ、通所給付決定保護者の同意を得るものとする。この場合、保護者の心情に十分に留意すること。

報酬は、児童発達支援等の利用契約を締結した保護者に対して請求するものであり、加算も同様である。そのため、本加算の趣旨や事業所が行う手厚い支援について、保護者が事前に承諾することを加算の要件として求めるものである。

#### ② 同意を求める項目

##### ア 要支援児童等の課題や、課題に対する支援内容

個別支援計画に、養育環境等も含めた要支援児童等の課題や、課題に対する支援内容を記載すること。(1)の①のとおり、支援の内容は、要支援児童等やその家庭により様々な内容になることが想定されるため、明確な要件は設けない。また、要支援児童等かどうかについても、保護者との信頼関係の中で把握した養育環境等から、一義的には事業所において把握し、加算の請求について判断するものとする。

一方で、保護者にとって、事業所の説明に納得がいかない限り、同意は得られないので、事業所においては、保護者の納得が得られるよう加算の算定を行う障害児や、当該障害児にどのような支援を行っているのか、また、どのような支援を行うのかについて、十分に検討する必要があることに留意すること。

### イ 市町村やその他連携先関係機関等と要支援児童等の支援状況等の情報共有を行うこと。

事業所が連携する連携先機関等と、要支援児童等の支援状況等を情報共有することについて、保護者に同意を得ること。

なお、医師との連携により加算を算定しようとする場合(市町村が関わっていない場合)、保護者が市町村に情報提供をすることを拒否することも想定される。このような場合、まずは、市町村への情報提供により、市町村による支援を受けることが、保護者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを保護者に説明することが必要となる。

その結果、保護者が市町村への情報提供を拒否する場合は、加算の算定は基本的には行わないものとする。加算を請求することは、保護者にとっては、報酬請求に係る審査を行う市町村の障害福祉担当課が、障害児が要支援児童等であることを把握し得ることになるため、保護者が市町村への情報提供に抵抗感がある場合に加算を請求することで、事業所との信頼関係を損ねることになりかねないためである。

こうした場合、保護者に対して、市町村による支援を受けることが、保護者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることについて、時間をかけて理解を求めることが必要である。

ただし、(3)のとおり、加算を算定しないことと、要支援児童等の通報・情報提供は異なる点に留意すること。

#### ③ 保護者との信頼関係の構築

当該障害児の養育環境等に対する実情や保護者の支援の必要性等を理解しないまま、②の同意を保護者に求めることは、一方的に当該障害児が要支援児童等に該当することや、障害児の養育環境等の問題等について伝えることになり、かえって要支援児童等への支援を困難にすることも想定される。

事業所が、障害児を要支援児童等と認識し、手厚い支援が必要だと感じても、保護者との認識の共有が図られているとは限らないため、こうした場合、まずは、保護者に寄り添い相談援助等を行うなどして、保護者との信頼関係を構築していくことが必要となる。

こうした信頼関係が築けていない場合に加算の算定に係る同意を求めることは、保護者との信頼関係を損ねるのみならず、要支援児童等の養育上も好ましくない影響が生じる恐れがあることから、行わないようにすること。

なお、保護者の同意を得た上で支援に当たるケースについて、どのようなケースが考えられるかは、「7 加算の算定を想定する具体的なケース」を参照すること。

### (3) 市町村への通報義務等との関係について

(2)の②の取扱いは、あくまで加算の算定に係る取扱いであり、事業所として、要支援児童等を把握したときの、児童福祉法等に基づく市町村への通報や情報提供の取扱いについては従前と変わらない。保護者の同意が得られない場合であっても、要保護児童を発見した場合は市町村等への通報を行う義務があり、要支援児童と思われる者を把握した場合、当該者の情報を市町村に提供しよう努めることが必要となる。

## 5 市町村における報酬の審査等

本加算は、4の(2)のとおり、現に要支援児童等の支援に当たる事業所が、保護者の同意を得て算定するものであり、あらかじめ、市町村において通所給付決定時に対象かどうかを決定し、受給者証に印字することはしないものとする。

市町村においては、報酬の請求に係る審査を行うときに、必要に応じて、請求を行う事業所に対して、連携先機関等との連携の状況や、要支援児童等への支援の状況等を個別に確認されたい。事業所は本加算を算定する上で、これらの説明を市町村に行う必要があるものとする。

## 6 加算を算定する期間

本加算は、連携先機関等と連携して支援を行う必要性がある間は算定できるものとする。

なお、個別支援計画の見直しの際に、連携先機関等と連携して支援する必要性についても見直しを行うものとする。

また、個別支援計画の見直し以降も、連携先機関等と連携して手厚い支援を必要とする場合、改めて4の(2)のとおり、保護者の同意を得るものとする。

## 7 加算の算定を想定する具体的なケース

**※ いずれのケースも、事業所と保護者との信頼関係が十分に構築されている場合であることに留意すること。**

### (1) 公的機関からの依頼等により要支援児童等を受け入れるケース

障害児入所施設に措置入所している障害児が措置解除され、家庭で生活していくに当たり、児童発達支援等の利用が望ましいとされ、事業所において児童相談所や市町村との連携のもと、当該障害児を受け入れることとなり、児童相談所等と連携しつつ、当該障害児の支援を行っていくようなケースについて、加算を算定することが考えられる。

### (2) 事業所が要支援児童等と判断した障害児について、公的機関に情報提供し、連携して支援をするケース

事業所を利用している障害児について、要支援児童等であると事業所が認識し、児童の養育に悩み支援を希望する保護者に対して、市町村の養育支援訪問事業による支援等を受けることを勧め、市町村と連携しつつ、当該障害児の支援を行っていくようなケースについて、加算を算定することが考えられる。

### (3) 事業所が要支援児童等と判断した障害児について、医師と連携して支援をするケース

事業所を利用している障害児について、要支援児童等であると事業所が認識し、子育て等に関する不安やストレスから精神的に不安定と感じた保護者に対して、繰り返し相談援助を行い、信頼関係を構築した上で、医師による診察を勧め、医師と連携しつつ、当該障害児の支援を行っていくようなケースについて、加算を算定することが考えられる。

## 8 その他 (Q&A)

問1 児童福祉法において、要支援児童は、「保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（要保護児童に該当するものを除く。）」とされており、障害児で障害児通所支援等を利用すること自体が、養育の支援を必要とする場合とも捉えられるが、対象児童についてどのように考えれば良いのか。

(答)

- 児童福祉法上の要支援児童の解釈については貴見のとおりであるが、本加算は、連携先機関等との連携を行い、通常の児童発達支援等よりも手厚い支援を行っていることについて、保護者が同意した上で算定するものであり、障害児を養育する保護者の中でも、特に保護者の養育を支援することが必要と認められる場合に対象となることを想定している。

問2 保護者への相談援助等を行ったときの加算としては、家庭連携加算や事業所内相談支援加算があるが、これらの加算は要支援児童等であることを保護者に伝えるなどの対応は不要と考えてよいのか。

(答)

- 貴見のとおり。

問3 医師と連携して加算を算定する場合、当該医師は、主治医であることが必要か。また、医療型児童発達支援事業所の場合、当該事業所を運営する診療所の医師でも対象となるのか。

(答)

- 連携する医師は、保護者のカウンセリング等を行う医師や、要支援児童等の障害に係る治療等を行う医師等、保護者や当該児童の状況をよく把握している医師であることを要件とし、必ずしも、保護者又は要支援児童等の主治医である必要はない。

ただし、本加算は、事業所が外部の連携先機関等と連携しながら支援をしていくことを評価する加算であるため、医療型児童発達支援において、当該事業所の利用児童について、当該事業所を運営する診療所の医師と連携する場合は、本加算の対象にはならない。

問4 個別サポート加算（Ⅰ）や強度行動障害児支援加算、家庭連携加算や事業所内相談支援加算を算定している場合も、個別サポート加算（Ⅱ）の算定は可能か。また、重症心身障害児や医療的ケア児も算定対象か。

(答)

- いずれの場合も算定可能であり、また、重症心身障害児や医療的ケア児も算定対象となる。

問5 市町村の審査事務の観点から、あらかじめ、本加算を算定する場合には、保護者の同意を得た個別支援計画について事業所から提出を求めるような段取りとすることは可能か。

(答)

- 各市町村の判断でそうした運用とすることも差し支えない。

問6 本加算の同意が得られない場合において、事業所が当該障害児の利用を断ることは、指定基準における提供拒否の「正当な理由」に該当するのか。そうした説明を保護者に行った事業所に対してはどのような対応が必要か。

(参考) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業所等の人員、設備及び運営に関する基準第14条 指定児童発達支援事業者は、正当な理由がなく、指定児童発達支援の提供を拒んではならない。

(答)

- 本加算は、保護者との信頼関係のもとで、連携先機関等と連携しつつ手厚い支援を行うことへの評価であり、そうした支援の必要性等に係る同意が保護者から得られないからといって、提供拒否の「正当な理由」には該当しない。
- また、そうした趣旨を理解せず、保護者に対して提供拒否を背景に加算の算定の同意を迫るような事実が確認された場合、指定基準第14条の提供拒否の禁止に該当するため、都道府県等においては当該事業所に対して適切に指導する必要がある。

問7 児童相談所等からの依頼が無いケースでは、事業所が、利用する障害児が要支援児童等かどうかを判断することになるが、このとき、あらかじめ児童相談所や要保護児童対策地域協議会等に対して、当該障害児の支援を行っているかどうかを照会することは想定しているのか。

(答)

- 想定していない。児童相談所や要保護児童対策地域協議会にはケースに関する守秘義務があり、事業所から要支援児童等かどうかを照会しても当然ながら回答できないので、一義的には事業所が要支援児童等かどうかを判断することを想定している。

問8 児童養護施設に入所している措置児童が、児童福祉法第21条の6による「やむを得ない措置」により、児童発達支援等を利用する場合もあるが、この場合も本加算の算定ができるのか。

(答)

- 本加算は、児童相談所等の連携先機関等と連携しつつ手厚い支援を行うことを評価するものであり、児童養護施設等に措置入所している障害児や里親に委託されている障害児についても、児童相談所等と連携をして、心理的に不安定な児童へのケア等を行う必要があることから、算定の対象となることを想定している。この場合、保護者への同意は、市町村及び児童養護施設等の施設長又は里親に対して行うものとし、実親への説明は不要であることに留意すること。

【本件担当】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
障害児・発達障害者支援室 障害児支援係

TEL : 03-5253-1111 (内線 3037, 3102)

FAX : 03-3591-8914

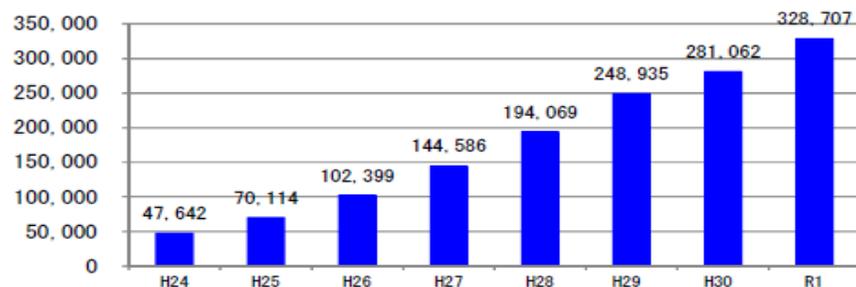
E-mail : shougaijishien@mhlw.go.jp

放課後等デイサービスの現状

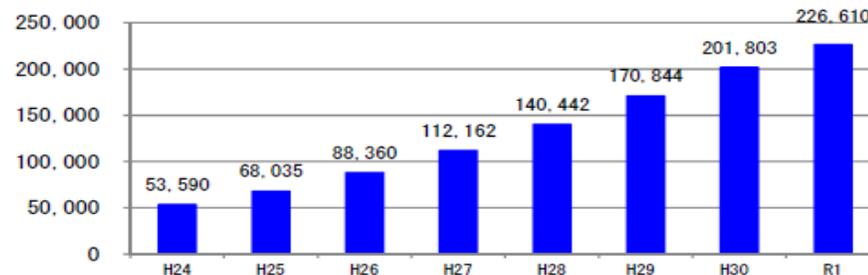
【放課後等デイサービスの現状】

- 令和元年度の費用額は約3,287億円であり、障害福祉サービス等全体の総費用額の12.0%、障害児支援全体の総費用額の68.4%を占める。
- 総費用額、利用児童数、請求事業所数とも大幅な増加を続けている(平成24年度から令和元年度の総費用額の伸びは、児童発達支援が3.1倍に対して放課後等デイサービスは6.9倍)。

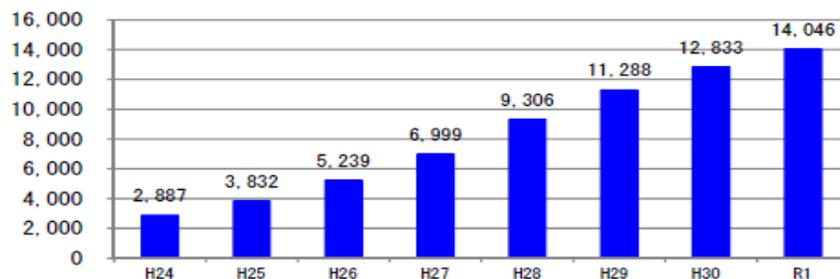
費用額の推移(百万円)



利用者数の推移(一月平均(人))



事業所数の推移(一月平均(か所))



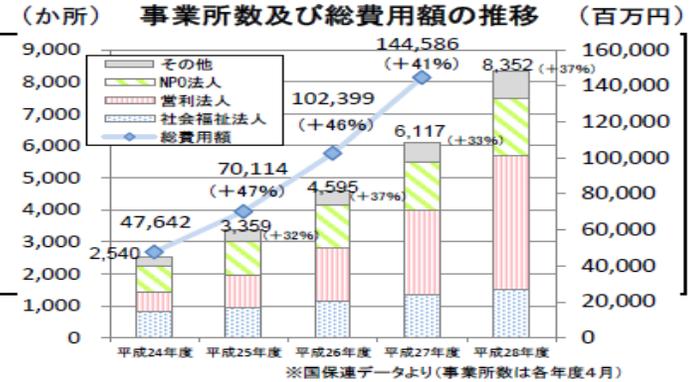
※出典:国保連データ

# 参 考

## 放課後等デイサービスに対する今後の対応について

### 1 現状・課題

- 放課後等デイサービスについては、平成24年4月の制度創設以降、利用者、費用、事業所の数が大幅に増加している。
- 一方、利潤を追求し支援の質が低い事業所や適切ではない支援※を行う事業所が増えているとの指摘があり、支援内容の適正化と質の向上が求められている。  
※例えば、テレビを見せているだけ、ゲーム等を渡して遊ばせているだけ



### 2 これまでの対応

時期	対応内容
平成27年4月	○放課後等デイサービスガイドラインの作成・公表
平成28年3月	○支給決定の適正化に向けた留意事項通知(H28.3.7障害福祉課長通知) ①指定障害児通所支援事業者の指導の徹底(支援の提供拒否の禁止などの運営基準の遵守) ②放課後等デイサービスガイドラインの活用の周知徹底、自己評価結果の公表状況の把握に努めること ③障害児通所給付費等の通所給付決定の適正化 ・一般施策を含めた適切な支援体制の構築、環境整備を行う ・支給量の目安(支給量は、原則として各月の日数から8日を控除した日数を上限)を示し、上限を超える場合は、市町村において支給の必要性を確認する ・主として障害児の家族の就労支援又は障害児を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする場合には、地域生活支援事業の日中一時支援等を活用すること
平成28年6月	○障害福祉サービス等の不正請求等への対応について(監査の強化等)(H28.6.20事務連絡) ・営利法人及び新規の放課後等デイサービス事業所の重点的な実地指導の実施等 ・放課後等デイサービスの指導監査の実施状況等について、当面の間、四半期ごとに厚生労働省に報告する

## 参 考

### 3 今後の対応策

#### 1. 指定基準等の見直しによる対応【平成29年4月施行】

##### (1) 障害児支援等の経験者の配置

###### ○児童発達支援管理責任者の資格要件の見直し(告示の改正)

現行の実務要件に保育所等の児童福祉に関する経験を追加し、障害児・児童・障害者の支援の経験(3年以上)を必須化する。

※既存の事業所は1年間の経過措置

###### ○人員配置基準の見直し(基準省令の改正)

人員配置基準上配置すべき職員を「指導員又は保育士」から「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者\*に見直し、そのうち、児童指導員又は保育士を半数以上配置することとする。

\*2年以上障害福祉サービス事業に従事した者

※既存の事業所は1年間の経過措置

##### (2) 放課後等デイサービスガイドラインの遵守及び自己評価結果公表の義務付け

###### ○運営基準の見直し(基準省令の改正)

➢ 運営基準において、放課後等デイサービスガイドラインの内容に沿った評価項目を規定し、それに基づいた評価を行うことを義務付ける。

➢ 質の評価及び改善の内容をおおむね1年に1回以上公表しなければならない旨規定

#### 2. その他の対応【平成29年度中実施】

###### ○情報公表の先行実施

指定放課後等デイサービス事業者は支援の提供を開始するとき、支援内容(タイムスケジュール等)、BS(貸借対照表)やPL(損益計算書)などの財務諸表等の情報を都道府県等に提供し、事業所のHP等で公表に努めること。

都道府県等は事業者に対して、支援内容や人員配置(職員の資格等)、財務諸表等の公表をすることを促すこと。

※会計区分での公表など詳細は更に検討

参 考

放課後等デイサービスガイドラインに基づく自己評価等

The image shows two overlapping self-evaluation forms. The top form is titled '事業者向け 放課後等デイサービス自己評価表' (Self-evaluation form for business operators) and the bottom form is '保護者等向け 放課後等デイサービス評価表' (Evaluation form for guardians, etc.). Both forms have columns for 'チェック項目' (Check items), 'はい' (Yes), 'どちらか (はい/いいえ)' (Either/No), 'いいえ' (No), and '特記事項' (Remarks). The forms contain various check items related to service quality, staff, and support.

「事業者向け放課後等デイサービス自己評価表」と、より簡素な「保護者等向け放課後等デイサービス評価表」を作成

想定される自己評価の流れ

- ① 保護者へのアンケート調査
- ② 事業所職員による自己評価
- ③ 事業所全体としての自己評価
- ④ 自己評価結果の公表
- ⑤ 支援の改善



平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の際に、放課後等デイサービスガイドラインを活用し、事業者による支援の質の自己評価を行い、障害児の保護者による評価を受け、支援の質の改善を図ることとし、その評価及び改善の内容を公表することを義務づけ

# 「児童発達支援ガイドライン」の概要

## ガイドラインの策定

○ 児童発達支援は、平成24年4月に約1,700か所であったが、平成29年1月には約4,700か所へと増加している。このような中、支援の質の確保及びその向上を図る必要がある。このため、児童発達支援が提供すべき支援の内容を示し、支援の一定の質を担保するための全国共通の枠組みとして策定、公表する。

## ガイドラインの目的

児童発達支援について、障害のある子ども本人やその家族に対して質の高い児童発達支援を提供するため、児童発達支援センター等における児童発達支援の内容や運営及びこれに関する事項を定める。

## 児童発達支援の提供すべき支援

児童発達支援は、大別すると「発達支援(本人支援及び移行支援)」、「家庭支援」及び「地域支援」からなる。

【本人支援】障害のある子どもの発達の側面から、「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」の5領域において、将来、日常生活や社会生活を円滑に営めるようにすることを大きな目標として支援。

【移行支援】障害の有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるよう、可能な限り、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにし、かつ同年代の子どもとの仲間作りを図っていくこと。

【家族支援】家族が安心して子育てを行うことが出来るよう、さまざまな家族の負担を軽減していくための物理的及び心理的支援等。

【地域支援】支援を利用する子どもが地域で適切な支援を受けられるよう、関係機関等と連携すること。また、地域の子育て支援力を高めるためのネットワークを構築すること。

## 児童発達支援計画の作成及び評価

障害のある子どもや保護者の生活全般における支援ニーズとそれに基づいた総合的な支援計画を把握し、具体的な支援内容を検討し実施する。障害児支援利用計画と整合性のある児童発達支援計画を作成し、児童発達支援を実施する。

## 関係機関との連携

市町村、保健所、病院・診療所、保育所等、特別支援学校等の関係機関と連携を図り、円滑な児童発達支援の利用と、適切な移行を図る。

## 支援の質の向上と権利擁護

支援に関わる人材の知識・技術を高めるため、様々な研修機会の確保、知識・技術の取得意欲を喚起することが重要。

児童の権利条約、障害者の権利条約、児童福祉法等が求める子どもの最善の利益が考慮される必要がある。

【自己評価結果の公表】 職員による事業所支援の評価及び保護者等による事業所評価を踏まえ、事業所全体として自己評価を行う。また、概ね1年に1回以上、インターネットのホームページや会報等で公表していくことが必要。

# 「放課後等デイサービスガイドライン」の概要

## 総則

### ◆ ガイドラインの趣旨

### ◆ 放課後等デイサービスの基本的役割

子どもの最善の利益の保障／共生社会の実現に向けた後方支援／保護者支援

### ◆ 放課後等デイサービスの提供に当たっての基本的姿勢と基本活動

基本活動： 自立支援と日常生活の充実のための活動／創作活動／地域交流／余暇の提供 等

### ◆ 事業所が適切な放課後等デイサービスを提供するために必要な組織運営管理

## 設置者・管理者向け ガイドライン

## 児童発達支援管理責任者 向けガイドライン

## 従業者向け ガイドライン

### ◆ 子どものニーズに応じた適切な支援の提供と支援の質の向上

環境・体制整備／P D C Aサイクルによる適切な事業所の管理  
従業者等の知識・技術の向上／関係機関・団体や保護者との連携 等

### ◆ 子どもと保護者に対する説明責任等

運営規程の周知／子どもと保護者に対する支援利用申込時の説明／保護者に対する相談支援等  
苦情解決対応／適切な情報伝達手段の確保／地域に開かれた事業運営 等

### ◆ 緊急時の対応と法令遵守等

緊急時対応／非常災害・防犯対策／虐待防止／身体拘束への対応  
衛生・健康管理／安全確保／秘密保持等 等

# 放課後等デイサービスガイドラインに基づく自己評価等

保護者等向け 放課後等デイサービス評価表		資料 3-2		
チェック項目	はい	どちらとも いえない	いいえ	特記事項
① 子どもの活動等のスペースを十分に確保しているか				
② 職員の配置数は適切であるか				
③ 事業所の設備等について、スロースタリの設置などバリアフリー化が適切になされているか				
④ 子どもと保護者のニーズや課題的に分析した上で、支援計画を作成しているか				
⑤ 活動プログラムが固定化しないよう工夫しているか				
⑥ 放課後児童クラブや児童館との連携がない子どもと活動する機会があるか				
⑦ 支援の内容、利用者負担等について説明があったか				
⑧ 日頃から子どもの状況を保護者と連携して共有しているか				
⑨ 保護者に対して面談や育児相談等の支援を行っているか				
⑩ 父母の会の活動を支援した等を開催する等により保護者を支援しているか				
⑪ 子どもや保護者からの苦情の体制を整備するとともに周知・説明し、苦情があっても適切に対応しているか				
⑫ 障害のある子どもや保護者の連絡や情報伝達のための配慮しているか				
⑬ 定期的に会報やホームページ概要や行事予定、連絡体制に関する自己評価の結果を保護者に対して発信しているか				
⑭ 個人情報に十分注意しているか				
⑮ 緊急時対応マニュアルを策定し、保護者に周知しているか				
⑯ 非常災害の発生に備え、救急、その他必要な訓練を行っているか				
⑰ 事業所の支援に満足しているか				

事業者向け 放課後等デイサービス自己評価表		資料 3-3		
チェック項目	はい	どちらとも いえない	いいえ	改善目標、工夫している点など
① 利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切であるか				
② 職員配置数は適切であるか				
③ 事業所の設備等について、バリアフリー化の配慮が適切になされているか				
④ 業務改善を進めるための PDCA サイクル（目標設定と振り返り）に、広く職員が参加しているか				
⑤ 保護者等向け利用者評価表を活用する等によりアンケート調査を実施して保護者の意向等を把握し、業務改善につなげているか				
⑥ この自己評価の結果を、事業所の会報やホームページ等で公開しているか				
⑦ 第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげているか				
⑧ 職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保しているか				
⑨ アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、放課後等デイサービス計画を作成しているか				
⑩ 子どもの適応行動の状況を図るために、標準化されたアセスメントツールを使用しているか				
⑪ 活動プログラムの立案をチームで行っているか				
⑫ 活動プログラムが固定化しないよう工夫しているか				
⑬ 平日、休日、長期休暇に応じて、課題をきめ細やかに設定して支援しているか				
⑭ 子どもや保護者の状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせ放課後等デイサービス計画を作成しているか				
⑮ 支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認しているか				
⑯ 支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有しているか				
⑰ 日々の支援に関して正しく記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげているか				
⑱ 定期的にモニタリングを行い、放課後等デイサービス計画の見直しの必要性を評価しているか				

「事業所は、本ガイドラインに基づく自己評価を実施し、その結果を事業運営に反映させ、自己評価結果については公表するよう努めるものとする。」



- そのためのチェックリストが必要との意見
- ユーザー評価にも使えるように、との意見



「事業者向け放課後等デイサービス自己評価表」と、より簡素な「保護者等向け放課後等デイサービス評価表」を作成

想定される自己評価の流れ

- ① 保護者へのアンケート調査
- ② 事業所職員による自己評価
- ③ 事業所全体としての自己評価
- ④ 自己評価結果の公表
- ⑤ 保護者のアンケート調査結果のフィードバック

3 障 第 3 0 4 号  
令和 3 年 2 月 1 6 日

指定障害児通所支援事業者 代表者 様

京都府健康福祉部障害者支援課長  
(公印省略)

児童発達支援及び放課後等デイサービス事業における自己評価  
結果等の公表及び届出について (通知)

平素は、本府の健康福祉行政の推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。  
事業所の自己評価結果による質の評価及び改善の内容 (以下「自己評価結果等」という。) について概ね 1 年に 1 回以上、ホームページや会報等で公表することが義務付けられておりますので、その実施結果について、下記により所要の届出をお願いします。

#### 記

- 1 届出を要する対象事業 児童発達支援、放課後等デイサービス  
(共生型、基準該当を含む)
- 2 届出期日 おおむね 1 年に 1 回以上、自己評価結果等を公表し、その都度届出
- 3 届出書類  
(1) 別添「自己評価結果等の公表にかかる届出書」・・・事業所ごとに提出  
(2) 公表済みの「自己評価表」及び「保護者評価表」・・・サービスの種類ごとに提出
- 4 届出先及び方法 所管する府内の保健所 (別添) あて提出
- 5 留意事項

本府に届出がない場合は、届出がされていない日から解消されるに至った月までの報酬請求において、自己評価結果等未実施減算が適用されることとなりますので  
ご留意願います。

担当	障害者支援課福祉サービス・障害児支援担当 電 話 (075) 414-4671 FAX (075) 414-4597
----	--

## 参 考

### 1 自己評価の方法について

#### (1)実施方法

「児童発達支援ガイドライン」及び「放課後等デイサービスガイドライン」の別添に自己評価の流れ、評価表のひな型等が示されていますので、参考にしてください。

#### (2)評価表の様式

各ガイドラインの別添に、事業者向け自己評価表及び保護者向け評価表のひな型等が示されていますので活用願います。事業所で加除修正を行うことも可能です。

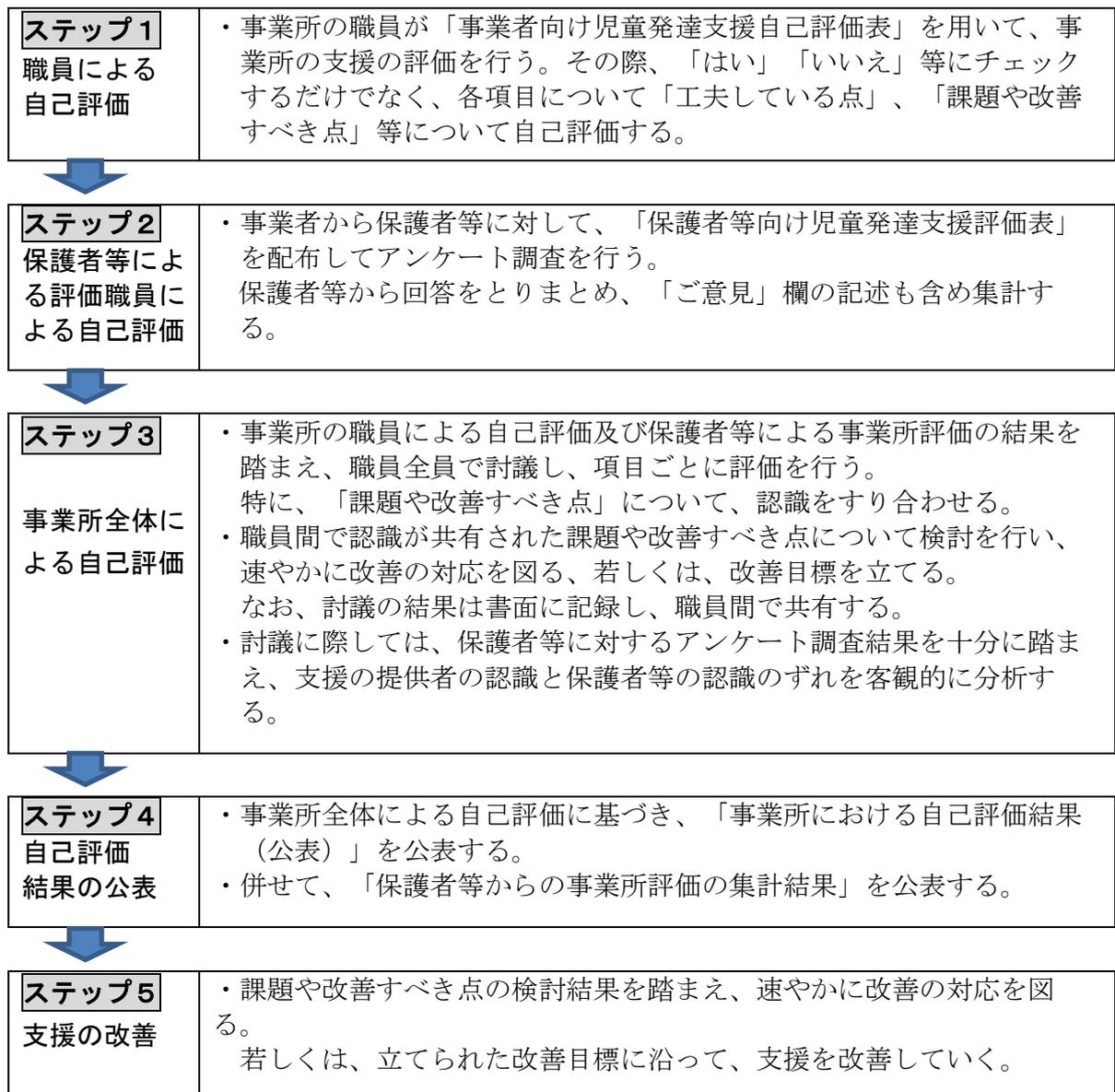
#### (3)公表の時期

概ね1年間に1回以上

#### (4)公表の方法

インターネットを活用し、自法人のホームページの掲載等により公表します。

また、事業所の見やすい場所へ掲示したり、保護者への会報に結果の記事を掲載します。



※「児童発達支援ガイドライン」参照

## **2 自己評価結果等未実施減算について**

### **(1)減算の対象となる事業**

児童発達支援、放課後等デイサービス（共生型、基準該当含む）

### **(2)算定単位数**

所定単位数の100分の85（15%減算）

### **(3)減算対象期間及び対象**

京都府に届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、利用児全員について減算を適用

※新設の事業所については、指定日から1年間は減算を適用しない。

ただし、指定日から1年以内に自己評価等の公表を行い、京都府に届け出ること。

### **(4)留意事項**

- ・新設の事業所については、指定日から1年以内に自己評価等の公表を行い、届出てください。
- ・公表を行わず、本府の当該指導に従わない場合は、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとなりますので、ご注意ください。

# 自己評価結果等の公表に係る届出書

年 月 日

京都府知事 西脇 隆俊 様

所在地

法人名

代表者 職名

氏名

印

次のとおり指定通所支援に係る自己評価及び保護者評価を行いましたので届け出ます。

## 1 事業所情報

事業所番号	
事業所名	
所在地	
事業の種別	<input type="checkbox"/> 児童発達支援 <input type="checkbox"/> 放課後等デイサービス

## 2 公表状況

### ○児童発達支援

公表日 年 月 日

公表方法  ホームページに掲載 (URL )

名  会報等に掲載し配布 (会報 )

その他の方法 具体的な方法 ( )

### ○放課後等デイサービス

公表日 年 月 日

公表方法  ホームページに掲載 (URL )

名  会報等に掲載し配布 (会報 )

その他の方法 具体的な方法 ( )

## 3 公表内容

別添のとおり

※公表済みの「自己評価表」及び「保護者評価表」を添付のこと。

障発 0403 第 1 号  
平成 29 年 4 月 3 日

都 道 府 県  
各 指 定 都 市 障害保健福祉主管部（局）長 殿  
児童相談所設置市

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課長  
（ 公 印 省 略 ）

### 放課後等デイサービス事業所の質の向上のための取組について

障害児通所支援事業の運営等については、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）等に基づき行われているところであるが、社会保障審議会障害者部会報告書（平成 27 年 12 月 14 日）において、「放課後等デイサービスなどの障害児通所支援については、発達支援を必要とする障害児のニーズに的確に対応するため、質の向上と支援内容の適正化を図る観点から、放課後等デイサービスガイドラインの活用を徹底するとともに、発達支援等の子どもに関する支援の専門的な知識・経験を有する者の配置を求めるほか、障害児本人の発達支援のためのサービス提供を徹底するなど、制度面・運用面の見直しを行うべき」とされたところである。

このため、今般、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」（平成 29 年厚生労働省令第 6 号。以下「基準改正省令」という。）及び「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示」（平成 29 年厚生労働省告示第 83 号。以下「改正告示」という。）を公布し、平成 29 年 4 月 1 日から施行することとしたところである。基準改正省令の趣旨及び内容は、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」等の一部改正について」（平成 29 年 3 月 31 日障発 0331 第 17 号。以下「通知」という。）においても示しているところであるが、基準改正省令、改正告示の趣旨及び内容並びに放課後等デイサービス事業所の質の向上のための取組について、下記のとおりまとめたので、御了知の上、貴管内市区町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

### 記

#### 1. 児童発達支援管理責任者の資格要件の見直しについて

障害児支援は、子どもの成長・発達を支援するものであり、適切な発達支援の提供を行うためには、子どもの発達支援を行うための基礎的な知識・経験を有す

る者を配置することが必要と指摘されている。また、児童発達支援管理責任者は、障害児の個々のアセスメントや個別支援計画の作成などに関する責任者であるとともに、他の職員に対する指導的役割も担う、障害児支援を提供する上で重要な役割を担う職員である。このため、改正告示において、保育所等における子どもに対する支援経験年数を実務経験年数に新たに算入できることとするとともに、障害児、児童又は障害者に対する支援の経験年数が3年以上であることを必須化することとした。

なお、保育所等における子どもに対する支援経験については、被支援者が障害児に該当するか否かを問わず、子どもを支援した年数を算入して差し支えないものとし、また、これまでの児童発達支援管理責任者としての経験年数についても算入して差し支えないものとする。

## 2. 放課後等デイサービス事業所の人員配置基準の見直し等について

### (1) 人員配置基準の見直し

基準改正省令により、指定放課後等デイサービスの人員配置基準上必要な職員を「指導員又は保育士」から「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に見直し、そのうち、児童指導員又は保育士を半数以上配置することとしたところであるが、これは、サービス提供時間帯において最低1人は子どもに関する支援の専門的な知識・経験を有する者が配置されることを目的としたものである。なお、通知に示したとおり、当該規定は人員配置基準上必要な数の職員について適用されるものであり、例えば定員10名の事業所であれば、人員配置基準上必要な職員の数である2名については児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者であり、かつ、そのうちの1名は児童指導員又は保育士である必要がある。そして、2名に加えて職員を配置している場合においては、当該職員については児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者である必要はない。

また、指導員加配加算については、これまでどおり児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者以外の職員であっても算定できるものである。

### (2) 放課後等デイサービスガイドラインの遵守及び自己評価結果公表の義務付け

基準改正省令において、放課後等デイサービスガイドライン（平成27年4月1日障発0401第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の内容に沿った評価項目を規定し、当該項目に基づいた評価を行うことを義務付け、質の評価及び改善の内容をおおむね1年に1回以上公表しなければならない旨を規定したところであるが、個々の自治体で独自に放課後等デイサービスの質の担保のためのガイドライン等を作成している場合にあっては、当該ガイドライン等に沿った評価項目を設定して差し支えないものとする。

また、通知に示したとおり、放課後等デイサービスの提供に当たっては、放課後等デイサービスガイドラインを参考にし、個々の障害児の身体その他の状況及びその環境に応じた適切な支援を行わなければならない。

## 3. 放課後等デイサービス事業所に係る情報公表について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第65号）において、利用者が個々の二

ーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、障害福祉サービス等事業所の質の向上を図るため、平成 30 年 4 月から障害福祉サービス等における情報公表制度を開始することとしている。

これを踏まえ、放課後等デイサービス事業所については、情報公表制度を試行することとし、平成 29 年 4 月 1 日以降に指定を受けた放課後等デイサービス事業所においては、支援の提供を開始するとき、少なくとも以下の情報について都道府県等の指定権者に提供した上で、事業所のホームページ等における公表に努めることとする。

なお、都道府県等の指定権者は、事業者に対して、提供された情報について公表することを促すこととし、情報の提供がない場合においては、実地指導などにより、当該情報の把握に努められたい。

- ①職員の配置状況（職員の経験年数や資格等）
- ②主な支援内容及び 1 日の流れ
- ③貸借対照表や損益計算書などの財務諸表

なお、貸借対照表や損益計算書などを含め、NPO 法人の財務状況を監査する監事については、公認会計士又は税理士を登用することが望ましいこととし、株式会社の監査役も同様とすることが望ましいこと。